

タイトル	徳川家康の三位一体政策
著者	大場，四千男；OHBA, Yoshio
引用	開発論集(111)：(1)-(29)
発行日	2023-03-15

徳川家康の三位一体政策

大場 四千男*

目次

はじめに

I—A 徳川家康の將軍職就任の現代史的意義

I—B 徳川家康の將軍就任に於けるマクロ経営史分析とその意義

II 徳川家康の三位一体政策の形成

II—A 禁裏及び皇室の経営史

II—B 親王家・公卿・堂上家の家領と地下人の知行

II—C 禁裏御料の加増と禁裏の赤字補填

II—D 世襲親王家の創設

II—E 親王、皇子・皇女の仏門入り

II—F 禁裏の堂上家と地下人について

II—J(イ) 堂上家の世襲制と公家公業

II—J(ロ) 堂上家の経営史

III—A 徳川家康の三位一体政策の立案過程

III—A—1 「徳川成憲百箇条」資料原文

III—A—2 「徳川成憲百箇条」「正」・「副」文章の比較と三位一体政策

構想

III—1—A—(1) 「徳川成憲百箇条」の「正」・「副」文章の比較

III—1—A—(2) 国体論（禁裏論・公武合体論）「正」の二十一ヶ条

III—1—A—(3) 国体論（禁裏論・公武合体論）「副」の八ヶ条

III—2—A—(1) 幕府と將軍の統治論「正」の十三箇条

結び

V 徳川幕府の寺社政策

—— 寺社政策との関連を中心に ——

IV—2 「徳川成憲百箇条」から「禁中並公家諸法度」への発達

IV—1 「徳川成憲百箇条」から「武家諸法度」への発達

III—3—A—(3) 「徳川成憲百箇条」「副」の九箇条

III—3—A—(2) 「徳川成憲百箇条」「正」の七箇条

III—3—A—(1) 寺社政策と家康の仏教信仰論

III—2—A—(2) 幕府と將軍の統治論「副」の三十一箇条

はじめに

徳川家康の研究は主に戦国大名として成長する点に集中され、統一国家（純粹封建制）の形成とその統治政策に果した歴史的役割について看過されがちである。このため、江戸時代の純粹封建制から明治天皇の絶対王政への移行する研究は日本の歴史を分析する方法としてほとんど評価されないまま、今日に至っている。

従来の研究は徳川封建制から明治維新を経て成立する明治

*（おおば よしお）北海学園大学開発研究所特別研究員

政府は突然近代国家の産業資本主義時代を迎えることとなる。西洋史の主流を形成する歴史発展段階説は中世封建社会→近世絶対王政→市民革命→近代産業資本主義→帝国主義時代へ段階的に移行する。この世界史の発展段階説に対して日本の発展段階は徳川封建時代→明治維新による明治天皇制→近代産業資本主義へと同時に帝国主義へ移行する二段階論となり、絶対王政→市民革命→近代産業資本主義への歴史を欠落させている。

本稿は日本の歴史発展段階を検討し、徳川封建社会→明治維新→上からの革命→明治天皇の絶対王政段階への三段階を近世から近代への移行を国体論に基づいて実証分析することを課題とする。したがって、国体論は国家経営の構造をマクロ的に分析する新しい方法論として位置づけ、この意味でマクロ経営史への試論と位置づける。

I-A 徳川家康の将軍職就任の現代史的意義

徳川家康が慶長八年（一六〇三）に征夷大將軍に、後陽成天皇によつて任命され、江戸幕府を開き、以後、明治維新（一八六七年）迄、二百六十年余り、徳川幕府の時代を築く。したがって、徳川家康がこの後、元和二年（一六一六）四月十七日に、七十五歳で亡くなる。それゆえ、この論文での中心課題は、将軍職に就任した慶長八年から没した元和二年までの約十三年間における家康の三位一体政策を解明し、徳川幕府の二百六十年余り続く強靱な統治構造を明らかにすることである。このことを可能にする家康の三位一体政策とは幕府と寺社の共同政策の中に禁裏（天皇制）の朝権を制御し、

拘束することである。このため、家康が江戸を政治の中心として位置づけ、武家政治を行うことを決意したのは、源頼朝の例に倣い、京都から離れた江戸で専制政治を確立することができると考えたからである。しかし、家康は天皇の家臣であることを意識し、天皇の国王と將軍の臣下とを国体の二極型政治体制と位置づけ、天皇を崇敬する心を有し続け、葬式を神道式にして実施し、権現と名称したのも天皇への崇敬に由るものと考ええる。家康の政治構想は天皇→將軍の国体を中心とする純粹封建制を特色とする。それゆえ、明治維新の王政復古は家康の將軍職と天皇の大権とを天皇親政へ一本化する絶対王政へ移行する上からの政治革命である。こうした天皇親政→絶対王政への移行は日本においてヨーロッパの中世封建制から近世絶対王政への転換を歴史上「一サイクル遅れで実現する歴史過程である。というのも、徳川幕府が成立する一六五〇年代から一七五〇年代にかけてヨーロッパ諸国では絶対王政→市民革命→近代民主国家へ転換し、幕末日本の開国を迫るのである。徳川幕府が慶長八年（一六〇三）に江戸を首都として成立してから明治維新（一八六七年）迄の二六〇年余りの間に、ヨーロッパは封建制→絶対王政→市民革命→近代民主国家へ発展してしまつたのである。余りにも徳川幕府の二百六十年は長期政権すぎて、世界史の中でヨーロッパに対して後進国への歩みを余儀なくさせ、今日における日本の後進国状態への原因ともなつてしまつたのである。

それゆえ、徳川幕府の二百六十年余りの長期政権を育くむ家康の三位一体政策を明らかにすることは現代日本の長期低迷による後進国化の原因を明らかにする今日の課題ともなりえるのである。その

原因の一つとして考えられるのは自民党と創価学会との共同政策に原因する保守政権に基因するものと考えられる。

I—B 徳川家康の將軍就任に於けるマクロ経営史分析とその意義

従来の歴史学、経済史に於ける徳川家康の分析は、戦国時代から近世時代への統一国家を成立させる覇者Ⅱ武士の棟梁としての徳川家康である。源氏の棟梁としての出世の道は同時に天下統一への道であり、次の六段階を経て達成される。

- (一) 生誕から少年期——愛知県岡崎で父は松平広忠、母は水野忠政の次女於大（おだい）の方との間に生まれた家康は少年期竹千代として、隣国今川義元への人質として少年期を過ごす。
- (二) 少年期から青年期 今川義元が尾張の織田信長に桶狭間の戦いで敗北すると、家康は織田信長の下に三河の戦国大名として青年期を迎える。この青年期の三河武士の棟梁としての成長は戦国武士として全国統一への道を開く門出となる。
- (三) 家康は織田信長の天下布武への一翼を担い、戦国武将として合戦の戦略、戦術を身につけ、漸次天下の覇者としての自覚の元に、独立への道を模索する。
- (四) しかし、織田信長が全国制覇を目ざし、中国統治を果すべく毛利輝元と戦う豊臣秀吉を援軍すべく出兵し、京都本能寺に着く夜に、明智光秀によって討ちとられる。この時、徳川家康は明智光秀の軍勢から逃れ、三河へ帰る不安と動心の時を過す。
- (五) 豊臣秀吉が明智光秀を山崎の合戦で討ち取り、天下統一への道を歩むと、家康は秀吉に臣従し、秀吉の天下統一への手助け

をし、豊臣秀吉と天下を分け合う大名へ成長し、と同時に、天下覇者への夢を実現しようと我慢の時代を過す。

- (六) 豊臣秀吉が大坂城を築き、京都御所から関白職を授かり、天下統一を果すが、間もなく亡くなると、天下統一への戦いは豊臣方の石田三成と東軍の徳川家康との間で関ヶ原の戦いとなり、天下統一への転機となる。

- (七) 徳川家康は西軍の石田三成を破り、天下統一を成就するが、大坂城の豊臣秀頼親子の生死に悩みながら、関ヶ原から大坂城への戦闘準備に入り、大坂城を巡る戦いに勝利し、ここに家康は天下統一を成し遂げ、江戸を開府する。

- (八) 以上概観したように戦国時代から近世江戸幕府時代を切り開く徳川家康は源氏の棟梁としての武士から徳川幕府二百六十年余の長期政権を築く征夷大將軍としての三位一体政策の推進に全力を注ぐことになる。

これまでの徳川家康の研究は天下統一への前述した七段階の歴史を主要に取り挙げ、征夷大將軍としての国体運営とその長期政権の強靱な統治Ⅱ支配構造の成立・発展を全く看過するのである。徳川家康の武家の棟梁としての前半期と徳川幕府の二百六十年余りの長期政権を育んだ三位一体政策を成立させる後半期との総合研究が今日的課題と見做すが、本稿では後半期の三位一体政策の成立を明らかにすることを課題とする。と同時に、この家康の三位一体政策の研究は徳川幕府の国体構造を究明するマクロ経営史論の対象と位置づけ、新しい経営史論として提起する。

図表-1 禁裏御料の収入の推移（石高）

①禁裏御料	①室町時代	———	高三千石
	②豊臣氏	———	七千石
	③徳川家康	———	一万百石余
	④元和九年(1623)	———	一万石の増
	⑤宝永二年(1704)	———	一万石の増
			総高三万石
②仙洞御所の御料	寛永七年後水尾上皇	—	御料三千石
	同十一年	七千石を加えて	一万石と為し
③皇室御料	1	本院	七千石～一万石
	2	洞院	五千石～七千石
	3	女院 中宮	) の御料各三千石
	4	准后 女御	
	5	東宮の御料	二千俵

II 徳川家康の三位一体政策の形成

II—A 禁裏及び皇室の経営史

徳川幕府の国体構造は天皇―征夷大將軍の主従関係を基軸として組織され、鎌倉幕府以来の封建制度を継続する点で日本的統治制度として定着する。徳川家康はこの伝統的天皇―征夷大將軍の主従関係を形骸化し、朝権の空洞化を計る。家康は天皇と共同支配する形式を確立するため、幕府と禁裏との共同政策を推進しようとする。

この結果、幕府が政治の担い手として位置づけ、他方、政治から遠ざけられる禁裏は文化、儀礼の府と位置づける。かくて徳川幕府の国体は国家主権者としての徳川家と文化・儀礼の府としての禁裏と

の二極構造を確立し、国民大衆の支持基盤とすることに全力を注ぐのである。

しかし、徳川幕府は、禁裏の経営に介入し、むしろ赤字寸前の経営状態に位置づけることで朝権の抑制、脆弱化を計ろうとする。禁裏御料の歴史的推移は次の図表1に要約される。

禁裏御料は図表1から窺えるように、室町時代の三千石から豊臣秀吉の七千石へ、さらに徳川家康によって一万百石余りの石高へと推移し、一万石の大名レベルの石高であるゆえ、ぎりぎりの禁裏経営を余儀なくされる。徳川幕府は元和九年（一六二三）に一万石の加増、さらに宝永二年（一七〇四）にまた一万石の追加加増をする。この結果、宝永二年の五代將軍綱吉の時に、禁裏御料は総高三万石となる。

禁裏御料の加増の件で注目すべきは元和九年（一六二三）の加増の一件である。元和六年（一六二〇）に二代將軍秀忠は後水尾天皇の女御として娘和子を入内せしめ、皇室の外戚となった。この和子の女御として禁裏へ入内せしめる秀忠の目的は幕府の権威を禁裏内に確立し、禁裏への干渉と統制とを強めようとする意図であるとして、次のように見做されるのである。

かくて翌六年五月和子は江戸城を發興し二十八日着京六月十八日女御宣下、即日入内其の行列には譜代大名は固より前驅・輿後には關白九條忠榮以下の公卿扈從し其の空前の盛儀は都人の眼を眩惑せしめると共に幕威は洛の内外に示された。入内と同時に秀忠は女御様御附と稱して近臣弓氣多昌吉攝津守を奉仕せしめた。尋いで同大橋親勝越後守・天野長信豊前守がこれに任命せられて兩人に各與力五騎同心三十人を附して、女御御殿の警衛並に日常の諸用を掌らしめ

たので従つて御殿内の消息は素より、宮廷内の實情も悉く所司代を通じて幕府に内報せられ幕府は朝廷を拘束するに多大の便宜を得たのであつた。越えて寛永元年十一月中宮冊立のことは行はれるや特に御附武家天野長信をして中宮權少進を兼ねて中宮職の實權を握らしめ又中宮御所御制法なるものを定め中宮御所に關する一切の事項は總べて所司代の監督の下に之を管理せしめられることとなつた。斯く女御の入内あつた機會に武家を以て内廷附屬の吏員に任命した幕府は寛永二十年八月更に禁裏御表にも武家を任用することとし、目付高木守久善七、女院東福院附天野長信二人を之に補した。是れ即ち禁裏附武士なるもので、曩に設置した女院附と同じく、各與力五騎同心三十人を附し、其の格式は芙蓉間詰役高千石役料千五百俵にして、目附役程度の位置である。併し其の職務は頗る重く長橋局及び武家傳奏と議り、或は所司代の指揮を受けて宮廷に於ける事務を處理し又は配下の同心を以て宮中表裏の三門を警衛して嚴に其の出入を取締り、禁裏に宿直して宮廷内外の動靜を監視し又禁裏の會計に就いては武家傳奏及び所司代に報告して其の收支を明かにし内豎女孺の出入をも監視し、凡て先規に違ふものは所司代を経て幕府に稟議し恆に武家傳奏と所司代との間に介在して公武間の交渉事務に關與する等其の位置は頗る重要なものであつた。但し官位の執奏等は武家傳奏の專管する所で、直接に奏請することは嚴に之を禁じられてゐた。

〔維新史〕第一卷四二―四四頁

この和宮の入御を契機として、朝廷＝禁裏への幕府の一大勢力が扶植される。第一の勢力は女御御附として弓氣多昌吉、大橋親勝と天野長信を女御御殿の警護と日常の諸用を務めさせ、それぞれに与力五騎・同心三十人を配置し、禁裏の中に一大勢力を確立した。さらに、寛永元年（一六二四）に中宮冊立が行われるや、中宮御所の統治權は御附武家兼中宮權少進である御附武家天野長信に掌握され、また中宮御所の管理を京都所司代の監督の下に置いた。その上、幕府は寛永二十年（一六四三）に禁裏に武家を守護役として任

命し、目付高木守久と女院附天野長信の二人を配した。

和宮の入御を契機にして、幕府は御所付武家二人、武家伝奏、長橋局そして京都所司代を通して禁裏の内外の動靜を掌握し、會計の決算に立会い、さらに、公武間の交渉・諮問にも介入し、禁裏の幕府への従属と殿上人の動靜を監察・監督する立場となり、禁裏の朝權への関与と監督を強化するのに成功するのである。

禁裏への御料増加はこうした和子の入内を契機にして幕府の内政干渉と監督の下に進められ、ますます禁裏を文化、儀式の府へ移行させる政治的代償として実施された。

前頁の図表1―Bの仙洞院御所の御料は寛永七年（一六三〇）和子の入御により後水尾天皇の影響力は強まったが、しかし、後水尾天皇は寛永六年（一六二九）の紫衣事件の幕命に不満を抱き、抗議のため天皇を興子内親王（明正天皇）に譲り、上皇となつてしまつた。和子への手前、幕府は仙洞院御所の御料として寛永七年後水尾上皇に御料三千石に、さらに寛永十一年七千石を加えて一万石とした。

次に図表1―Cの禁裏御料を見てみると次の石高となる。

- 1 本院 七千〇一万石
- 2 新院 五千〇七千石
- 3 女院と中宮の御料は各三千石
- 4 准后と女御の御料は各二千石
- 5 東宮の御料 二千俵

以上禁裏、仙洞院所そして皇室による経営規模を検討して見たが、禁裏の一万石の小大名から二千石の旗本クラスの経営規模を現わし、赤字を余儀なくされる経営収入の水準となっている。

II-B 親王家・公卿・堂上家の家領と地下人の知行

次に検討する課題は親王家、公卿、堂上家の家領と地下人の知行高であるが、次の図表12に要約される。

図表12から窺えるように①の禁裏御料一万九千六百五十八石から⑨の地下人である典薬頭・北面・楽人までの知行高六百八十一石の合計家領及知行高は総計九万九千九十石である。禁裏、皇室、殿上人及び地下人の総計は九万九千八十石である。徳川幕府は全国の知行高二千八百万石を領有し、その内二千万石を大名、旗本等に朱印状で分配し、残り八百万石を直営として領有する。これに対し、禁裏関係の知行高は十萬石弱であり、幕府の八百万石と較べてわず

図表-2 親王家・公卿・堂上家等の家領と地下官人等の知行

①禁裏御料	一万九千六百五十八石
②仙洞 ^{後水尾 上皇} 御料	一万百七十二石
③宮家 ^{伏見・八条 高松} 三家領	五千十三石
④堂上九十三家	家領三萬三千五十六石
⑤宮門跡並に院家の寺領	一万六千四十八石
⑥比丘尼御所並に院家の寺領	三千二百一石
⑦禁裏・仙洞・親王家・内侍所の女官及び薙髮女官等の知行	九千五百七十六石
⑧大外記・官務以下諸司の家領・知行	六百八十余石
⑨典薬頭・北面・楽人の知行高	六百八十一石
	総高 九万九千九十石

か一二五パーセントの割合である。徳川幕府に対する禁裏の経済力は石高で見ると比較するとが困難なくらい零細であり、禁裏の朝権の脆弱性を物語っている。しかも、この図表12で注目すべき点のもう一つは⑤宮門跡並に院家の寺領一万六千四十八石と⑥比丘尼御所並

に院家の寺領三千二百一石の合計一万九千二百四十九石である。寺領は総石高九万九千石に対して二割弱を占め、皇室の宮門跡、院家は寺院に支えられていることが窺える。この点について後述するが、幕府は寺社との共同政策で宮家、院家の門跡を扶養する所（場所）として寺社を位置づけ、又、逆に寺社は宮家、院家の高貴な人々を受け入れることで名声と地位を高め、高収入源として見做し、積極的に受け入れる。幕府は門跡、院家の出身者を受け入れる寺院に対し、経営上の特権を与え、国官勸化の上位に位置づけ、寺社の経営安定を計ろうとする。このように、幕府は寺社との共同政策によって禁裏を拘束し、監督しようとする。その上、宮家、院家を受入れるこれら大寺院の目的は法衣紫の特権を認められることによる。幕府は宮家、院家の高貴な人々を僧侶として迎えることで、(一)禁裏への恩義と(二)寺社への特権的地位とを保証し、そして、(三)幕府の禁裏支配と監督を強めることで幕府の長期政権への強化政策として機能することとなる。

この点について後述するが、ここでは宮家、門跡、院家の寺社への依存を経営基盤の一翼とする点について触れるに止める。

次に問題として取り上げるのは、これら禁裏関係一〇万石の所在地である。これは次の図表13に示される。この図表から解るように、禁裏の年

図表-3 禁裏関係 ― 約10万石の所在地について

①山城国	一萬三千二百九十八石
②大和国	一三千二百四十九石
③摂津国	一六千四百二十四石
④河内国	一三百四十四石
⑤近江国	一四千三百九十九石
⑥丹波国	一千四百二十石

図表-4 享保年間の禁裏関係御料の増加

①禁裏御料	三万十五石
②仙洞御料	一万石
③宮家 伏見・京極 有栖川・閑院 の四宮家	家領六千八十石
④堂上家領	四万九百七十四石
⑤宮門跡並に院家の寺領	一万九千五百八十一石
⑥比丘尼御所並に院家の寺領	四千二百七十七石
⑦内侍所・宮・親王附女官等の知行	二千八百八十四石
⑧諸司の知行	四千三百五十五石
合計	総高十一万八千百余石

加増は図表-4に示されるように、わずか一万八千石余りにすぎない。つまり、享保年間の禁裏御料は総高十一万八千石余りである。

次に、幕末での禁裏御料高は次の図表-5に示される。

幕末の禁裏御料高は総高十二万石から十三万石となり、前の図表-4における享保年間の十一万八千石余と比べて加増額は二千石から最大一万石余りの微増に過ぎない。

II-C 禁裏御料の加増と禁裏の赤字補填

禁裏御料の加増は(I)享保年間(図表-4)に次のようになされる。

図表-3では禁裏関係の御料は約十萬石としたが、その後の加増した享保年間(一七一六―一七三五)の約十九年間に於ける御料の

貢一〇万石の大部分は①山城国三万三千石余りを筆頭に、摂津、河内、近江そして丹波に集中している点である。この点で、禁裏の経済力は京都、大阪、近江に制限され、且つ分散されて脆弱な経営基盤を形成し、このため、朝権の及ぶ範囲の狭さである。幕府は禁裏の所領一〇万石について京都を中心に大阪圏に限定し、京都所司代、大坂城代及びその奉行所の監視と支配の下に置くのである。

図表-5 幕末禁裏御料高

約三万石 享保二年	} 十宮・堂上・地下・宮門跡・女官等の家領・寺領・知行等合計 総高十二万石～十三万石前後
高三万二百五十四石 寛政五年十二月	
高三万二百六十石 慶応三年	

図表-6 禁裏の御賄 ①御料よりの収納

②臨時収入 { 禁裏吉凶の大禮、その他
への幕府による緊急措置 { 武家叙任の際、進献金銀

- ①安永六年 毎年の定額 禁裏御入用として銀七百四十五貫匁
- ②別に奥御用として年定額八百兩の進献
- ③禁裏の修理料銀百十二貫匁
- ④仙洞御所の御入用年定額銀五百十五貫匁
- ⑤奥御用金七百兩
- ⑥女院・中宮御所の各御入用年定額銀百六十二貫匁
- ⑦奥御用金四百兩

この図表-6から解るように、禁裏への予算に定額制予算を導入し、三本柱の禁裏予算となる。すなわち、第一は従来からの御料高、

享保の改革を推進した水野忠邦は、幕府財政の悪化と減少とに由る財政危機を乗り切るために、松平定信の緊縮財政と儉約令を引継ぎ五ヶ年間の儉約令と財政支出縮少を定めた。しかし、天候悪化と不作に由る米価高騰と貨幣改鑄に帰因するインフレーションは農民一揆、都会では米屋打ち壊しの暴動を惹起させる。こうした経済危機とインフレーションの中で禁裏への加増は雀の涙しかなく、ほとんど禁裏の経営を赤字に陥らせるのである。かくて、幕府は禁裏の経営赤字を補填と臨時収入の緊急措置を安政六年(一八五九)に図表-6のように行う。

第二は新しく禁裏予算に定額制を導入し、毎年銀七百四十五貫匁とし、さらに別予算の年額八百匁を進献することとする。第二は禁裏の修理料銀百十二貫匁の計上である。第三は禁裏関係として(イ)仙洞御所の年銀五百十五匁の計上、(ロ)奥御用金七百匁の予算化、(ハ)女院・中宮御所の年額銀百九十二貫匁の計上、そして(ニ)奥御用金四百匁の予算化等を幕府として実施するのである。

II—D 世襲親王家の創設

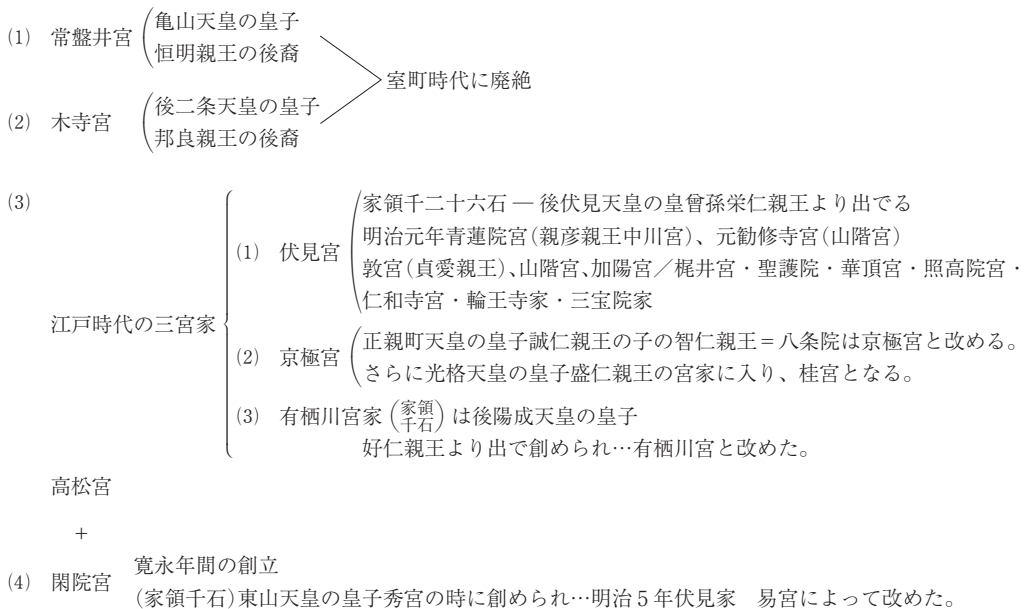
世襲親王家は次の図表17から窺えるように室町時代から江戸時代末期まで六家から成っていたが、新旧交代の中で幕末には御三宮家が継統されている。

この図表17に依れば、世襲親王家は室町時代から江戸時代末期迄に七家存続していたが、その内、(1)常盤井宮（龜山天皇の皇子、恒明親王の後裔）と(2)木寺宮（後二条天皇の皇子、邦良親王の後裔）は室町時代に消滅した。江戸時代には新しく(3)三宮家の創設が見られる。つまり、

- (1) 伏見宮—家領千二十六石。後伏見天皇の皇統である栄仁親王より創設される。
- (2) 京極宮—正親町天皇の皇子誠仁親王の子である智仁親王は八条院から京極院と改める。
- (3) 有栖川宮—家領千石。後陽成天皇の皇子好仁親王によって創設される。

以上の御三家に、閑院宮家が寛永年間に、東山天皇の皇子秀宮によって創められる。

図表-7 世襲親王家七家の盛衰



図表-8 宮門跡と比丘尼御所の寺社

(イ)	幕末に於ける宮門跡は 輪王寺・仁和寺・大覚寺・妙法院・聖護院・照高院・青蓮院 知恩院・勸修寺・梶井・曼殊院・毘沙門堂・圓滿院
(ロ)	比丘尼御所は 大聖寺・宝境寺・曇華院・光照院・靈鑑寺・圓照寺・林丘寺・中宮寺

前述したように世襲親王家の中から江戸時代に三宮家（伏見宮・京極宮・有栖川宮そして高松宮）の系譜が続くのである。そして、多くの皇子、親王は宮家の創設に収容されるのではなく、仏門に帰依して門跡寺を嗣がせられた。他方、皇女も仏門に入り、宮門跡或いは比丘尼御所と称せられた。皇子、皇女或いは親王が仏門に入り、摂関家への養子に成り得ない理由は禁中並公家諸法度の第六条の規定に依り禁止されるのである。すなわち、第六条は「養子は連綿同性を用いらるべし」と規定され、皇子の摂関家への養子を禁止する条項となっている。このため、皇子は出家し、門跡寺へ入ることを余儀される。したがって、皇子、皇女は帰仏を強制され、仏門に帰依することとなる。かくて、幕府と寺社の共同政策は、皇子、皇女を仏門へ帰依させ、禁裏への統制と監督を強め、朝権の脆弱化を計るのに成果を挙げる。したがって、幕府、寺社そして禁裏との三位一体政策は徳川幕府を長期政権へ根づかせる政治制度として機能し、幕府の強靱化に大きな役割を果たすこととなる。

皇子と皇女の仏門へ帰依する(イ)寺社（宮門跡）と(ロ)比丘尼御所は次の図表-8に示される。

元和六年（一六二九）に、後水尾天皇は所謂紫衣事件を巡って幕府の処罰に反対し、天皇を興子内親王（明正天皇）へ譲り、上皇へ退くのである。幕府は幕命を受けないで紫衣を着用する大徳寺沢庵らを島流し（陸奥・出羽）の処刑を行った。この紫衣事件は寺社に紫衣への許可申請とその幕命への用件を満たすことを要求し、寺社政策の柱の一つに位置づけ、寺社への統制と監督を強めるのである。それゆえ、この図表-8に列挙される宮門跡寺社十三と比丘尼御所寺社八とは紫衣の着用を認められるが、その根拠となったのは宮門跡の地位の高さによるのである。

II-F 禁裏の堂上家と地下人について

禁裏は天皇を補弼する摂家の五家を中心にする殿上人、つまり、堂上家の六十四家によって政治、儀式そして祭司を営なむ官僚組織を独自に発達させてきた。禁裏の政治、儀式に直接担当するのは殿上人、つまり堂上家の官僚層である。この堂上家は江戸幕府の初期に於いては六十四家であったが、この六十四家は分家を次々と創り出し、絶家を再興して幕末には百三十七家へ増加した。

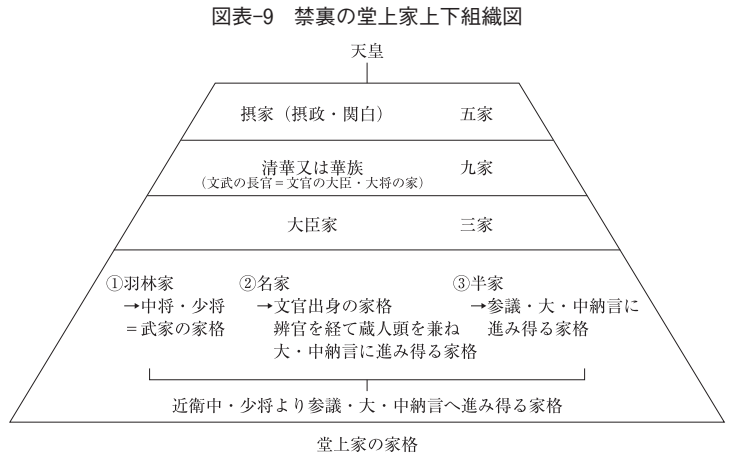
堂上家は頂点の摂家（五家）を中心に家格の上下によるピラミッド型身分制度を次の図表-9のように発達させている。

図表-9は堂上の家を殿上人と呼び、禁裏の政治・儀式に参加しえる家格の家である。堂上の家は家筋によって各任官の道を定められ、代々世襲化され、家格上の区別を厳格に維持している。堂上家

は殿上人とも云われ、天皇にお目見えする家格を特徴とし、禁裏を動かす政治官僚層である。

堂上家の殿上人に対し、天皇にお目見えのできない家、又は五位で昇殿の許されない家は地下人と称され、幕府での旗本に対する御家人と同等の家柄である。

堂上家の一二〇家の系統は次の図表10に要約される。



図表-10 堂上家 120 の系統別家格一覧表

閑院家 二十三家	花山院家 五家	中御門家 九家
御子左家 冷泉四家	日野家 十二家	勧修寺家 十三家
四條家 七家	水無瀬家 五家	高倉家 三家
二條家別流 富小路	村上源氏 八家	宇多源氏 五家
花山源氏 白川	清和源氏 竹内	菅原家 六家
平氏 五家	清原氏 三家	安倍氏 二家
大中臣家 藤波	卜部氏 四家	丹波家 錦小路
大江家 北小路		
新家 五十余家		
平 藤氏・源家の庶流 = 無役 五十余家		

堂上家は二つのグループに分かれ、A (イ) 堂上家十二家と五摂家に属す門流と呼ばれる家人と (ロ) 幕府の将軍に属する昵近衆の十七家であり、次の図表11に示される。

この図表11は (イ) 五摂家に所属する家人を門流と呼び、主に (1) 近衛家、(2) 九条家、(3) 一条家、(4) 二条家、(5) 鷹司家、(6) その他から成る。これら門流は摂家の家人として働き、或いは儀式、文化、音

図表-11 禁裏の堂上家(イ)と幕府方堂上家の家別系統

堂上家 (十二家の禁裏方)	堂上家の幕府方
(イ) 門流は所属する摂家の家風を守る (1) 近衛家の門流 = 日野・山科等の四十八家 (2) 九条家の門流 = 鷲尾・綾小路等の二十家 (3) 一条家の門流 = 醍醐・西園寺等の三十七家 (4) 二条家の門流 = 白川家の四家 (5) 鷹司家の門流 = 冷泉家の八家 (6) その他三條・久我家 = 独立して摂家に属さない	(ロ) 将軍家に属する昵近衆 — 十七家 十七家 = 日野・六條・山科・冷泉・堀川・廣橋・柳原・烏丸・高倉・四條・飛鳥井・三條西・橋本・舟橋・梅園・土御門・勧修寺 — 禁裏・有識・芸道に關係する家である。年頭・將軍宜下等の賀儀・幕府の吉凶に關して家司を己れの名代として江戸に派遣する。

図表-12 芸術・文化・宗教の世襲家の家柄（専門）— 公家家業

- ①高辻・東坊城・五條・唐橋・桑原・清岡— 紀傳道
- ②舟橋・伏原— 明經道
- ③持明院・石山・六角— 書道
- ④冷泉・飛鳥井・烏丸— 和歌
- ⑤山科・高倉— 衣紋
- ⑥庭田・綾小路・滋野井・四辻・持明院・園・東園・石野・鷲尾・五辻・大原— 神樂
- ⑦飛鳥井・難波— 蹴鞠
- ⑧四条— 庖丁
- ⑨五条— 相撲
- ⑩園— 插花
- ⑪藤波— 神祇大副として伊勢両宮傳奏の事を行ひ
- ⑫白川— 神祇伯を任ぜられた時は氏を王と称へて、諸国神社の中、公家執奏の使いなきものを支配し、神主に官位を授与し
- ⑬土御門— 陰陽道の家として諸国の天文・曆道及陰陽家を支配する

楽等を担当し、撰家の家風・伝統を守ることを使命とする。しかし、他方、(口)に属する昵近衆十七家は禁裏と幕府の間を取り持ち、他方、禁裏の政治、有識、芸道を担当する。さらに、昵近衆は年頭、將軍宣下等の賀儀、幕府の吉凶等を知らせるために己れの名代として家司を江戸に派遣するのである。

堂上家或いは公家は世襲家の家柄（専門）として代々伝わる文化、儀式、芸術、宗教、スポーツ等の専門家としても活躍する。次の図表-12は世襲家の公家家業（専門）の一覧表である。

禁裏の文化・儀式は図表-12に示される公家家業の専門技能に支えられ、発展していったのである。特に代表的な芸術、文化、宗教を取り挙げると、次の公家家業が顕著である。

① 学問

紀傳道…高辻・東坊城・五條・唐橋・桑原・清岡

② 明經道…舟橋・伏原
文芸

書道…持明院・石山・六角
和歌…冷泉・飛鳥井・烏丸

③ 芸能

神樂…庭田・綾小路・滋野井・四辻・持明院・園・東園・石野
插花…園

④ スポーツ

蹴鞠…飛鳥井・難波
相撲…五条

⑤ 宗教

神道…白川
陰陽道…土御門

II—J(イ) 堂上家の世襲制と公家公業

堂上家は殿上人として天皇にお目見えし、禁裏の政治、文化そして儀式の発展を公家家業として担い、さらに朝権の強靱化に務めなければならなかった。このため、堂上家は撰閑家に属し、撰閑家の家風を伝統的に生かしながら、堂上家の中で分業と協業に基づく家格差の身分的編成を発展させようとする。こうした堂上家の禁裏文化・政治そして国学を担う分業と協業は堂上家の間で撰閑家を頂点にする家格の身分的上下関係を世襲化させ、朝権の強化に寄与する家風を根付かせるのである。とりわけ、堂上家の頂点に立つ撰閑家の政治力と交渉力は朝権の強靱化を左右することになる。というの

も、幕府と交渉し、また、天皇の勅奏による政治力の効果を挙げるには政治に参加する摂関家を中心とする政治分野の堂上家の一部に過ぎないからである。すなわち、禁裏で幕府と政治問題を交渉し、さらに禁裏の勅奏として政策を纏める堂上家は次の堂上家の三グループに過ぎない。

- (1) 天皇を輔弼する摂政・関白家
- (2) 執奏・傳奏を司って朝議に参与する議奏の五人
- (3) 禁裏と幕府との交渉に当る武家伝奏の二人

かくて、朝・幕間の政治交渉はこれら摂関家を頂点にすることから政治色を強め、幕末の尊王攘夷と開港を巡る交渉において禁裏の政治を分断する原因となる。とりわけ、摂関家の中の分裂は禁裏方と幕府方とに分れ、つまり、九条家の幕府方に対して近衛家の禁裏方に分かれ、朝権を左右することとなる。

II—J(口) 堂上家の経営史

禁裏の政治・文化及び儀式を担う堂上家の経営はその家領に依存するが、堂上家全体の家領は総額四万石余りとなり、摂関家を頂点に図表13となる。

図表13は堂上家の上位公家の家領を要約し、頂点の摂関家から、清家、大臣家そして羽林・名家を中心とする家領額（石高）を示し、経営形態とその規模の大小とを纏めたものである。この図表13に示されるように、堂上家の中の最高の家領額となる摂家の近衛家の家領は二千八百六十石である。清華では今出川家のみ三百五十五石が最高額の家領である。また、大臣家の中では中院と三条両家

図表-13 堂上家の家領

イ	摂家	近衛家	— 二千八百六十石	最高
		鷹司家	— 千五百石	最低
ロ	清華	今出川家	— 千三百五十五石	最高
		他の八家	— 七百石～三百石の間に在り	
ハ	大臣家	中院・三条両家	— 約五百石	
		正親町・三条家	— 二百石	
ニ	羽林・名家	1	千石以上の家領＝日野～萩原～藤波	
		2	七百石以上の家領は六家	
		3	三百石以下のものは十一家	
		4	二百石以上のものは二十三家	
		5	百石以上のものは四十四家	
		6	蔵米百石＝芝山家	
		7	同五十石＝池尻・梅小路	
		8	同三十石三人扶持＝二十九家	
ホ	堂上家部屋住には方料として四十石～二十石			

が共に約五百石の家領で、清家の今出家の約三十六パーセント、そして近衛家の十七パーセントである。次に羽林と名家は日野家、萩原家そして藤波家の千石以上を最高とし、最下位の二十九家での三十石三人扶持となる。その上、堂上家部屋住は方料として四十から二十石となる。

禁裏の家領は前述したように享保年間で三万石余りであり、堂上家は四万千石弱となり、経営の零細性を特徴づける。こうした禁裏の零細経営のため、皇室は親王を寺社へ僧侶として出家させ、宮門跡の寺社を多く生み出し、徳川幕府の三位一体政策、つまり、幕府、寺社、宮門跡＝皇室の三位一体体制が形成され、公武合体によ

図表-14 堂上家の経営困難さと摂家門跡寺院の成立

- ① イ 公家の収入は家禄の他に幕府・大名より禁裏に恒例・臨時に進献する金・銀・紗帛等である。
ロ 武家の官位の任叙・官物は上卿以下納言、両局、女官等の官人に対してのみ贈られる。
- ② 三十石公卿以下の生計は困難の状態である。そのため小禄者は歌留多張り、古書の謄写等の手内職を営む。
- ③ 摂家の曹子は皇族の場合と同じく仏門に入って寺院に住する。
この種の寺院を摂家門跡といい、大乘院・一乗院・実相院・三宝院・随心院・蓮華院。是等の門跡寺又は准門跡と称せられる真宗各派の門跡寺及び其の他各宗の本山は京都に在って、各宗の信徒等は浄財を喜捨したので、本山寺院の収入は莫大なものであった。

る徳川幕府の長期政権への礎^{いしず}えとなるのであるが、この点について前述した所でもある。この三位一体政策に摂関家加わる。この結果、幕府・寺社・皇室・摂関家の新しい三位一体体制が作り出され、かくて、徳川幕府の長期政権はますます強靱化され、二百六十年余の発展への礎となる。

次の図表-14は摂関家の御曹子の仏門へ入り、摂家門跡を設立する寺社である。

この図表-14から摂家門跡寺社は(1)大乘院、(2)一乗院、(3)実相院、(4)三宝院、(5)随心院、(6)蓮華院等である。

なお、前述した図表-8の(1)宮門跡寺社と(2)比丘尼御所寺社を挙げると次の寺社となる。

- | | |
|-------|--------|
| ① 輪王寺 | ② 仁和寺 |
| ③ 大覚寺 | ④ 妙法院 |
| ⑤ 聖護院 | ⑥ 照高院 |
| ⑦ 青蓮院 | ⑧ 知恩院 |
| ⑨ 勧修寺 | ⑩ 梶井 |
| ⑪ 曼殊院 | ⑫ 毘沙門堂 |
| ⑬ 圓満院 | |

比丘尼御所寺社

- | | |
|-------|-------|
| ① 大聖寺 | ② 国境寺 |
| ③ 曇華院 | ④ 光照院 |
| ⑤ 靈鑑寺 | ⑥ 圓照院 |
| ⑦ 林丘寺 | ⑧ 中宮寺 |

幕府と寺社の共同政策は皇室の皇子・皇女、さらに摂関家の御曹子を寺社へ僧侶として入門させ、幕府・寺社と皇室・摂関家との三位一体の公武合体を成立させ、幕府の政治権力を強靱化させて二百六十年の長期政権を育くむ礎^{いしず}えとするのであり、ここに徳川家康・秀忠と天海の禁裏諸法度と武家諸法度の政策目的の土台となるのである。

これまで分析の目的は徳川家康が秀忠と天海と共同して立案した三位一体政策の波及効果とその成果を幕末まで下^さがって検証を加えたところである。

順序は逆になるが、次は家康・秀忠・天海による三位一体政策を立案するプロセスを取りあげる。

Ⅲ―A 徳川家康の三位一体政策の立案過程

徳川家康が三位一体政策を立案し、その実施を二代秀忠、そして三代家光に委ねる展開となる。徳川家康は最初に徳川成憲百箇条を立案し、憲法、或いは国法として制定しようとする。そして、この成憲百箇条は家康の亡くなる時に、(1)武家諸法度と(2)禁裏諸法度として具体的に制定される経過を辿^{たど}る。徳川幕府はこれら武家諸法度

と禁裏諸法度の国法ニ憲法として体系化することで幕府政權の二百六十年余りの長期政權を育くむ礎^{いしず}えとなる。『徳川禁令考』卷三の法制禁令之部においてこの徳川成憲百箇条の律令としての歴史的意義について次のように強調する。

「然レモ今按ニ此條目未タ盡ク初世ノ政ニ實ハ三三三ノ時ニ成ル者トニ政體ハ祖先ニ建テ其子孫此遺志ヲ述ヘ實行ニ施シ尋テ其目ヲ取テ百箇條ト呼フ手抑徳川氏能ク列藩ヲ制取レ兆民ヲ撫字シテ二百餘年ノ治ヲ致セシハ此條則ニ準據セサ」と。

III—A—1 「徳川成憲百箇条」資料原文

「徳川成憲百箇条」は次の条項となる。

徳川成憲百箇条（正）

- 一 避己可好專可務所已嫌事
- 一 親布衆僧可尊崇神德國家豐饒除災來祥基たる也
- 一 世無世續則井伊本多御原酒井等之老臣委相許相繼可相定事
- 一 攝州川口落城以後國司領主及士大夫屬我もの大小八拾八人若親記錄是を外横之
- 一 實伏とす各隔年令交代述職爲巡檢之代可檢民家安否事
- 一 諸代諸士凡八千貳拾三騎同所載記錄也右之内拾八騎我在三州日より古家書于此
- 一 大久保金森板倉土井大島阿部安藤堀田永井小笠原朽木土屋木田山本長崎京極岡崎中根此等の門葉之内器量を擧而可當執權職事
- 一 城郭繩張は自左旋龍迄右轉鷄迄東西城内幕番所貳拾八所廿八宿を象と知るへし
- 一 先手三組は三拾三天宮大番十二組は十二明神書院十組は十千星持筒七組は七曜星たるへし是我心より出古例之外也此等之頭人は精撰其器可當之此近臣
- 一 役制之品者皆鎌倉殿の例に隨に記す
- 一 諸士列之高下不可令相爭役附之大小ニより可令甄別座席同役同席たりといふ
- 一 共不可令高下爭先以官職多少又先役付を上とし或年老を以て上とし互主謙退し
- 一 ひへし老我老所也
- 一 武家諸法度は右大將家例に任せ別に記す然其於損益は任時之風儀宜補之
- 一 先六藝後五常すへからざる事
- 一 若古式建決斷所照我差出條目而不憚貴戚不決部陋可令萬民理非明白事任此職輩
- 一 者天下政道之大綱たり評鑑其人性實與老臣議之左右擇而可任其職必も容易なる

へからず

- 一 奉行頭人憑斷賂曲法者乃國賊たり厥罪等謀叛不可許死刑事
- 一 古賢語養人者治人治人者養人天下之通義なりと云凡四民之内士は農を治農は士を養此二は居工商之上我熟々考歷世之亂流此二物を不辨故に天子は位を失ひ將軍は背武諸士の家を亡す仁を其間に挾而一日も不可懈事
- 一 遠國在々農家一様たりといへども其村々其所々ニ古來由緒有の長たる者あり平百姓とて同じ同からず古來の者を擇而可宛守役居下位上を凌しむへからず天下の大規也外横諸代に不限國司領主及代官之者へ此旨可申渡事
- 一 國境村境山田境田境田畑家屋敷境森林付之田畑或穀干等之場盜伐之條目は決斷所へ差出通是又不可忽事
- 一 德惡之五刑法最首罪罪火罪新罪自古異域本朝其品不均準右大將家記錄可執行大辟之刑は不王位不許事
- 一 宣下將軍之勅答六十六ヶ國總高貳千八百拾九萬石之内貳千萬石令配當忠勤之諸士八百拾九萬石之所領之可備上禁庭營衛之條々全く鎌倉殿以來將軍之古式たり
- 一 勅許以後將軍ハ別三品へし今我所建井伊に金幣を許すを以て上とす本多に銀幣を與へ中とす村上に紙幣を授て下とす其式如所載記錄
- 一 倣武威震帝位不可濫天地君臣之禮凡有國職分は令民安祥にあり先祖を輝し子孫を榮せしむるに非ず湯武の聖德も此旨を主とす知へし
- 一 國司領主大祿たりといふとも安民之理違背削官職可令貶居僻地懲創之是武の仁なる者也
- 一 征夷大將軍家内外當役附位階之定式大抵鎌倉殿に倣と雖國風時宜を交て補叙し具に記置者令諸士志不懈勵忠勤處也富爲龜鑑掛門衛是を顯すへし故記之
- 一 右之外不足之所以宜補闕之事
- 一 於賞刑之二法以登人眼力不可賞不可刑衆士相賞而賞之衆士相刑而可刑事
- 一 國司領主軍役公務大法千石五騎萬石五十騎拾萬石五百騎貳拾萬石千騎是を一軍と定令帥三軍爲上將軍帥五百騎爲中將軍帥二百五拾騎爲下將軍諸役以其積可申付事
- 一 總而萬般可準古法新規之事可停止事
- 一 新田開發願出輩あらへ令吟味於故障無之ハ可容之概作聖一の式は右大將殿より始此旨役人共に可申付事
- 一 喧嘩口論雙方制敗但依物仕餘たるへし去場後者相改不及被討者之子業とも敵討願ハ簿に記し願に任可申然共重敵ハ可停止事

一殺親師殺主人依法外暴惡亦可當法外之刑勿論十類に至迄可殺事
一治世不忘亂世言を以譜代士に策武術不可懈於其身可慎事
一御ハ武士之體失却之人において不許事
一謙謙一鼓蕩之語ハ異朝太平之祝辭にして然る事有にあらす武具尤可改嗜事
一守如教則賊徒不能窺然共異域本朝察被彼所其守皆嗜酒耽色之間より出さるハな
し不能止溺之自殺可讓職事
一凡欲成業舉我條目與老臣どもに相議君臣合體而可行之實も不可恣私意事
一君臣父子夫婦兄弟朋友五物不亂を以能人之大倫凡爲士自然懷之者十二八九有之
其中亂夫婦離兄弟朋友五物不亂を以能人之大倫凡爲士自然懷之者十二八九有之
之古今之常軌也至侍士侍女朋友之間其利其害同斷於匹夫下賤族ハ刑を許ハ可任
一不可陷妻妾之緣微志士之功者天下之格言也於將軍家尤痛可慎事
一文武皆仁より出雖千經萬機其斷同治國平天下之法在于茲と知るへし
一兵書皆懷士にまゝくはなしと懐るに品あり謀を以て懷にあらす仁に懷なり上好
仁下不好義者あらざる事
一天下ハ天下の天下にあらす又一人の天下に非ず唯歸仁事深可研究事
一仁在己四經九經自備此旨一日も離るへからざる事
一我所立條目に相背ハ雖嫡子實子不可令家督相續大老臣及老臣と相許家門之内其
器ニ當者撰而可立事
一國司領主内外士大夫家相續之品は又將軍家と同からす實子たらハ雖異母申付へ
し其實子拾五歳に足らずして結果ハ其弟相續せしむへし弟無之者通稱養子願
候共許容不可致十六歳以上ハ養子相續可申付是當家大炊以來古格たる事
其夫心陰陽合體之人民可惡科にあらす刑罪するに可有斟酌事
一阿附權臣納諂言者を佞臣と心得全無陪容言行正直なる者を可知忠臣事
一忠我先祖之臣其子孫行跡雖不正叛逆之外其家沒收するに不及事
一近臣之内我意に準する者ありども不可令耆老臣威事
一倍臣たとひ雖高祿將軍之直臣儀式家門に同然たるへからざる事
下賤之輩對諸士陰等或は諸士之内倍臣亦對直臣有寬意於討捨不妨事
一爲人殺人之罪を侵し其家人則殺たる者一本家の罪に作れ一族の願にまかせ下手人或は
科料可申付之主ハ農工商と不同事
一儒と神道と釋と其品區別すれば善に導惡を罰するに不過隨其所見宗之旨之所
不妨也然共於議論者堅可停止我見往昔天下之不可也
一我辱も雖爲清和之苗裔受生於亂世爲賊徒被囚久矣勳義兵七十三度烈戰欲就死地
十八度憑淨土門勸免免難幸逼漏之危今蒙總追捕使兩院別當所如所記基其例於諸
代之國鼎建禮林十八院是以子孫累世可爲淨土宗門事
一移祿山轉在城非學王城立東百官放平氏驕固征夷將軍之在城ハ則王城之警衛也皇
子天台親王を奉請所冀伏惡掃蕩之機なり
一政雖準當家古例不可用他家之古例然共一度任將軍人之設置事ハ不易たるへき事
一他家之法不用或ハ用之内府小松殿志願すへからざる事
一諸國諸役年貢之外運上之事人民之氣加金將軍家納之施行諸士知行之外差興ハ役
料之資と知へし是又鎌倉殿の禮典たる事
一大小國司領主可令爲其官職位相相應之行跡有過分之事大縣國司又は雖高官家門

可戒之於其身尙更可守將軍職分事
一粹微放鷹等ハ勝遊にあらす異域本朝上古以來武官之者説也有獲則奉禁庭事令馴
弓馬ものなり唯可限事
一政道忽則亂起亂起則人民疲る不忽不厲之間に中立するを可謂知將法事
一御難箇中伏徒夷狄爲御難難則不足稱御德武ハ潜腹胞屈伏敵軍爲武德出陳則不
足武將軍之任たる者尤可明此理事
一弓鐵炮鎗長刀劍術之類等ハ皆藝能にして一騎具也凡爲士之法如斯小技にあらす
況將軍乎未能及之といへども伊予呂望之賢に倣慕へき事
一不辨武之爲武道不明士之爲士理則愚將郎將にして良將といはす略略知計雖勝人
不足當征夷將軍を知るへし
一月朔望廿八日定式日也年首歳末五節佳驪猪子等之會に臨ハ潔齋面述職皇帝亦從
而可對群臣之賀其式也所載記錄若有不豫ハ令大老臣及老臣代之不可敗禮法事
一先祖廟祭禮如記錄不可廢事
一大老社稷臣及年衰可以武王對周公禮事
一江府居城ハ繩張自然と運機に應ハ附庸列國之山海有便土地豐饒也仍而爲子孫
本城附庸ハ小田原川越岩附高崎忍前橋開宿在倉古河宇都宮下館笠間烏山結城小
見川等也此等之城主ハ可附與譜代股肱之臣不可附與外臣事
一二條大坂駿府三ヶ所城地者令譜代士在番驗西海之安否者也及有大變附與上中下
三將軍可爲天兵三城之戍事
一用人舉才法開譜代之士登外機之士則内懷外侮忠臣自喪每人非聖賢必然之理也此
趣尤可思慮事
一常尋勸如我條目不背則雖遠賢才地可以無大過事
一不限外機譜代數年之間令引替領地ハ久有馴其地則領主之志柔弱にして自恣私欲
竟至若其民故也易地しむる事ハ可作一依其行跡事
一外科本道の醫師巫術多技之族其術驗ある時可與當座之褒美不可高祿厚職則其子
孫必解其業也最難仁術不可同諸士之忠信事
一本朝ハ神武顯明之地なれども文學勞異域宜設學費可令依之鳴國家之盛事
一每月一點檢決斷所之奏狀於有不審ハ尋問當役之人可相改奉行賢否事
一已敎君則臣又敎之敬至士大夫下賤次第不置乃天の運たる事
一天理之公已に知といへども其行不正其罪不知より重家を亡國を亂災必起知過
不改をあやまちとあるべき事
一寺社山伏等は雖爲優民往古以來四海之内不可無者也或繼廟或位階等において相
爭有及敵訴事は又天下不吉例也仍立規條決斷所へ指出之令評定之然共於勸勵所
者不可任私意事
一我見本朝異域祖嘗命天之人也然共其遠孫亦久不保其位者不用其祖之遺訓故なり
其過記左
一清和源姓ハ至爲義亡貞純之家訓嵯峨源氏ハ至義憲失惟基之嘉慶宇多源氏ハ至秀
包盛吉之庭訓を忠清源統中臣橘曾原在原江家豐原之孫皆不久廢遠孫忘開祖之教
三代たり
一代之失天下者夏ハ至桀商亡至紂周王聖典周ハ至幽厲文武之政
事衰漢以來歷代莫不皆然我子孫も亦相違我規條則又無殊之此旨皆然可爲將軍代
々龜鑑事

一君ハ不知民之憂民ハ不知君之患ハ惡政なしといふとも暴行自出國君好仁天下無敵といハ此理たるべき事

一大縣外横之國司は家風祖訓於當家所不與也然其破土之道大綱有損生民雖非叛逆可沒收爲亡國之鑑是將軍家之職たる事

一肥州長崎は外域より着船之津也令股船之臣官領之撰譜代之諸士附之命鄰國大家爲警衛可振本朝神武于萬國崎陽之外船之着津堅可禁止事

一異國來聘之禮應は如古格禮聘不可繇未可照本朝聖德神武事

一家督相紹將軍宣賜之席諸侯述賀之日如前連縣令血印不背君臣之禮簿其身におい

ても爲不背我遺狀警衛互會盟不可忘失事

一萬國之奉作威師帝位不德天下之不平皆歸將軍不負德ハ共在一心貴賤不隔之地也爲上者誓不可遺失事

一我少年より不實金銀珠玉唯寶以爲寶今自然至此職分學則職在其中金言を感戴不廢可續我志事

一武家仕付方行跡之準繩本朝之禮式として後小松院御宇勅細川一色小笠原等之三

家令製成尤又不可敗事

一勅使院使仙洞使内院使新院使副使皇后使東宮使親王家攝家清花八座九卿至迄對

顔之作法如古記不可不禮事

一四民之外穢多哺噬警男盲女無告族古來憐之興活は仁政之始成ると知へき事

一遊妓白拍子治童夜登之輩一國城都及繁榮之地必有來者也人之行跡依之破る事多

と雖堅禁止之則不義之大失日々起博奕酒狂淫奔の類ハ可爲大法事

一人裏生實不同諸役申付之時試其質觀其志量其才可補其職職ハ不成雖用鍊鑄は小

刀の代となさず人も如斯利と鈍と用ハ有時不明其理君臣離ハ心得一條たる事

一諸歌ハ音曲之本故始上古聖人五行之變化不能無聖人採之樂器を作り人民を和

す樂は依中古盛行武門凱之展體情祝延太平可和萬民事

一舞樂之品一樣ならず有天子之樂有諸侯之樂至士大夫及下位各不同品附心過不及

之間可相行事

一凡有惡質者必有善質有善質者必有惡質採其善不可用其惡又舉其惡不可捨其善辨

無聖朝衆物還不可捨事

一三公九卿諸之面々蒙勅勸左遷之罪給ふ時命大藏國司可令處遠流不可不禮臣罪法

四民と不同事

一總而刑戮之多則上天子之不德下將軍之耻辱なりと知て深可思慮事

一縱他家外横國司たりとも志伏當家者あらは熟鑑其行跡衆議於攝譜代不妨事

一當家風儀祖右大將殿於他家不相關於譜代士至小職小吏者老臣共より傳其組々之

頭人次第而可申渡旨可申付事

一世に波稱大丈夫者能忍一字忍則制私欲也喜怒哀思悲恐驚之七種皆出于此不溺之

則忍也我雖未大丈夫持忍字久我子孫有慕我爲人五典九經之外可守忍事

一醫ハ過三世謂醫師ハ經三代稱古臣君臣之間經三代譜代と稱す一朝にして言に

非す天蓋地載君臣也於譜代士ハ輕々敷思慮すへからず

一吉凶福禍は可任天理自然必しも知計を廻らし願求て不可致事

一仁及天下則無内外尊卑日月所照如不阻淨穢聖人依之立法親疎之次第階級三綱

八條確乎不可拔之規たり一人將天下則諸士皆爲臣四海を臣とするに非す他家當

家外横旗本之輩有他家は皆依時之權柄者也譜代之士は由緒在當家其先祖一々忠

勳之士也所載記録明に可見其親愛越他家他家不憤者由本其本也乃天理也將之法也士之道也仁之術也志懈之者非我子孫事

一四海征伐之權ハ勅許將軍家謂總追捕使將軍所令天下之大法也然其共其國其郡有國

風關東之風儀難用既西南北も皆然任上古之例相改間敷事

一法者有敗理ハ無敗法故聖人極衆理立法決斷政道告所無之時ハ迷事有則破理

可以法必法を破るに理を以すへからざる事

一我所建之條々ハ治國平天下之大綱則將軍之職分也具至還訓我子孫山筆海墨不能

盡之唯我志をうつして爲一卷付屬雖我百年之後照此條目觀志子孫違背之者有之

不當將軍之器非我子孫

右之條々我子孫及老臣之外不許披見叨令他見覺我胸次勿令牽我老婆之期至囑至

この徳川成憲百箇条は三位一体政策の対象たる(一)国体論、(二)公武合体論、(三)徳川家康の仏教尊崇論を三本柱とする徳川幕府の憲法(純粹封建制)を体系化している。しかし、この百箇条は家康の七十六歳の人生体験の苦しさ、悲しさそして辛さの中から最高の統治方法、政治形態、そして国民の安心、幸福等に立脚する憲政体系を骨子とする。

他方、この百箇条は(一)禁裏論、(二)幕府の政治体制、(三)寺社との共同政策論を描いているが、しかしこれらの混沌とした全体像を益増とした形で構想するため、理解への困難さを極めることとなる。それゆえ、ここでは三位一体政策に関連する所から(一)禁裏論、(二)幕府と將軍と国体論、そして(三)仏教の尊崇と仏教政策論を取り挙げる。なお、百箇条の条数は一から百まで順番に付け、この付けた条数を取りあげることとする。また、百箇条は二通あり、それぞれ「正」と「副」とする。それゆえ、「正」は全文(百箇条)揭示し、「副」と比較する。

Ⅲ—A—2 「徳川成憲百箇条」 「正」・「副」 文章の比較と

三位一体政策構想

Ⅲ—1—A—(1) 「徳川成憲百箇条」の「正」・「副」文章の比較

ここでは本論に入る前に「徳川成憲百箇条」 「正」・「副」 文書を比較し、それぞれの文章の特徴とその内容を明らかにする。その上で、本論である徳川家康の三位一体構想を明らかにしたい。

徳川家康の「徳川成憲百箇条」は三位一体政策の(1)国体論(禁裏論・公武合体論)を「正」・「副」毎に区分すると、「正」の文章は次の二十一ヶ条となる。

Ⅲ—1—A—(2) 国体論(禁裏論・公武合体論) 「正」の二十一ヶ条

(1) 一先避己所好專可務己所嫌事

(2) 一我少時ハ征伐敵國父祖之讎を報とする願而已なりき達西譽之教教民安國の心とし天理なる事を知てより一途に今日にいたる子孫永く此志を續へし於致違背ハ我子孫にあらす民ハ國の本たる事を能くころへき事

(3) 一諸歌音曲ハ羽林の所業にあらされども時として鬱情を專暢盛に太平を賀するの和樂也年月序節に及て又不可廢事本編第八十條同前

(4) 一郡國公私自他所領之高文職元年大河内淺野が割付候通記錄せしめ禁裏之總政所へ注進す林野山川皆高之内也應所領之高公軍役可申付事

(5) 一男女居室人之大倫也拾六歳以上獨居すへからす求媒約而可結婚婚姻之禮然共不可娶同姓携家筋血筋可結縁子孫相續する時ハ各先祖之間類人人天理之本也此旨不失可申渡事

(6) 一無實子者養子して家督を固むへし但當人拾五歳以下者養子の例なし官家ハ東宮と稱し將軍ハ儲公と呼諸侯ハ世子と名付士大夫已下ハ養子といふ無實子無養子して相果る者ハ親疎に拘はらず没收すへし天下ハ天下の天下にして一人の天下

下に略らざるの理皆聖賢の道也然共當人幼少たる共存命之内於養子願者長年の者たり共相續申付不苦事

(7) 一山川海濱等之諸運上金澤に是を用ゆへからす皆可當禁裏之用費事本編第七十條同前

(8) 一自古以水魚喻君臣之和合如此ならん事ハ又かたからす己所不欲又勿施人の金言大慈不忘ハ下其德に化せられ只臣而已にあらす萬國水のされるかこどく成事

(9) 一自他受身神國者儒釋仙道等の外國之教を以先之事の則暫聞我主人忠を他人之主ニ屬ひかこどし是失本之理にあらすや於此間而用捨勘辨詳にすへし其餘幻滅呪術之道ハ必しも不可好用又強而廢すへからざる事

(10) 一出軍將兵之術無他在人君之平生常人ハ如器而不備衆體者也凡器之爲用鈍ハ不足鑿之用鈍ハ不爲鋸之用人之爲用も亦同之智者用智勇若用勇仁若用仁強若用強弱者用弱隨其能可之然るを愚弱者不爲強者之用猶鈍之不足鋸之用而捨之此意乃五常之端也察此理與不察在將之賢愚顧此理而使人用兵者群臣合體上下相懷不戰而天下自然平治不難取勝於其平生も可爲若斯事本編第七十條同前

(11) 一武威充溢雖已無驕奢自然輕實祚而解其慎自古皆然失神國之本願私欲之源其寧不輕必蒙天諒事

(12) 一親王家宮方攝天子奉尊崇丞相則闕之公卿等相續而不違古法致無禮之働繼末之振舞仕間敷事

(13) 一五家實禮之士由緒職記錄通鄰國之好以交際すへし風俗格式等ハ當家の關る所にあらす然共其内有漢上傷民之逆政ハ速に責董すへし是征夷將軍家の職分也須臾猶豫すへからざる事本編第七十條同前

(14) 一羽林家任征夷大將軍職者鎌倉殿以來辱天子自授三挺之斧鉞肘後之印許三戈戈ガ一之號令給ふ此職神祇官ニ均し上下出勤之士ハ專避肉體死亡之ヲ稱古法のこと可相守相懷事

(15) 一凡事及穿鑿之時以公武之威則天壤之間夷秋戎蠻之遠草之根土之下ニ至迄明白たらずと云事なく難深ハ只人之心緒而已鎌倉殿用大唐卓卓之例被照鑑下賤心城下の街衢に掛金銀或ハ制札に記褒美之次第今繼用之共不足照土以上の胸次事

(16) 一五穀不熟ハ天子政道之不明也國家多刑罰ハ將軍武德之不肖也知て事ハ省我身不可令怠慢事本編第七十條同前

(17) 一然裏仙洞之崩御后妃宮方之薨去ハ天下之諒聞國家之大變也上古ハ四海遘密八音正朔五節玄渚嘉定等之祝席も最可穩便相續而丞相三公將軍及政道之當役人凡有與則以日限而分之鳴物一切可令停止事

(18) 一天子踐祚及大嘗會興行之用費ハ當家當役たり萬般不可略客事

(19) 一居萬乘帝位視庶民如保赤子當家天下を率るも又向如斯なるへし號之仁といへり此仁中別五倫貴賤之差等我我之分諸代外横之親疎是天理當然の政道也非最原偏頗私意否筆を以符すへからす於此親疎之間深潜心可自知事本編第七十條同前

らんで將軍家の政務を司りまて老臣と稱すへし外様の内たゞい徳越衆ども當此任申間敷事故家ノ日本編第五

(7) 評定決断所の奉行人の政道の通融なり是にあつる者ハ委撰人品清淑仁愛成者可申付一月に一度宛不時に出自評定之理非可裁断申事本編第六十

(8) 表裏の役人位階の高下やもすれば争不能無定則今茲に記す大老臣大留守居大老中京都諸司大坂城代駿河兩藩若年寄側用人高家奏者寺社奉行與年寄西九留守居大目付交代寄合平寄合勘定奉行町奉行大奥扈從頭中興小姓書院番頭大番頭發番頭兩納戸頭桐之問詰番頭先驅頭鍵奉行具足奉行職別錄所役人表目付付守寶藏番奉行刀番持弓頭持箭頭先驅頭鍵奉行具足奉行職別當船手頭賄頭備官醫師外郎普請奉行軍寄奉行道頭頭座敷番火之元番頭徒目付頭小人頭伊賀組頭黒銀頭丁子方頭此等を總頭とす未々の小役付ハ其筋に隨て頭人は是を支配すへし但萬石以上老臣の下知をうくへし萬石以下ハ若年寄の支配たるへし總棟梁ハ大老臣たるへき事

(9) 一諸國郡庄村里賤民之内其村其里に必古來由緒の者あり是を舉て役儀に申付へし遠來の氓民の族ハ舉て用ゆへからず此旨代官所ハ勿論國司領主城主地頭以下へ可申渡事本編第四十

(10) 役付之外語代外様之大小名其半を分て參勤交代せしめ交代之者ハ休息の序に國民の盛衰を巡檢なさしめ參勤の者にハ城下外郭の固或は破損普請手傳火災防消の諸役に宛へし全非我家之私用禁裡警衛ハ將軍職たる故なり

(11) 褒賞勲善之方ハ賜監親言爵職官位職役等也刑惡懲創之品ハ墨削逐流繼因巢礮火斬等也乱明其功之多寡其科之輕重して可行之此旨決断所へ差出すといへ共尙又入念可申付牛膝益煎等之嚴科ハ又將軍家之不及處也本編第四十

(12) 一鶴鷹狩ハ前人是を制すといへ共非適逢無益之殺生諸侯符儀して獲を天子に奉る異域本朝武林之古格也士卒馴弓馬太平不忘亂世の意趣是亦不可欠事本編第五十

(13) 一千石に五騎萬石に五拾騎五萬石に貳百五拾騎拾萬石に五百騎貳拾萬石に千騎是を一軍とす騎馬三千を以三軍の備とす上將を以三軍を率へし二軍を率へし中將とす一軍を率へし下將とす其外の小件ハ所載記録著し本編第三

(14) 一陪臣者たゞへ高祿たり共直臣に對して儀式嘉門外家に同然たるへからざる事

(15) 一凡事ははからん時侍所之別當社稷之臣にゆたねて吟味明白之後可申付事

(16) 一從是將來古例之ことく取行聊も不可爲新規之作法事

III—2—A—(2) 幕府と將軍の統治論—「副」の三十一箇条

(4) 一我旗本之有國之士臣八十三騎譜代之士大小總而八千貳拾三騎別に記す日本石高貳千八百拾九萬石之内貳千萬石令配當諸國司八百拾九萬石者將軍家之用費と知るへき事本編第十

(5) 一感從近臣出頭人或ハ部屋子妻妾等の縁戚を以大臣之威を凌かまひへからず國家之變多くは自是始る可愼之專一なり

(6) 一一世に代續なき時ハ井伊本多柳原酒井等の時の大老臣に委く相評し相讓して可相定事本編第三

(7) 一城内同役相番之者共座敷詰番同座之者列座之高下争へからず官位ハ勿論祿高を以上座可相究事本編第七

(8) 一長柄弓鎗炮銃等武具にかゝり候役人下目付を以月に五六度相改不可令寬怠事本編第五十四

(9) 一能離子鷹野射鐵等ハ盤上或ハ鞠小弓の遊と申しからず武官に關へからざる者也本編第五十四

(10) 一農民田地新發願出候ハ役人共吟味之上可申付候是ハ右大將軍之例に隨ひ今條に發し置候事本編第三十二

(11) 一人民訴訟之儀尤決断所有之といへ共時之役人之器量により明白ならざる事有式日を立評定奉行役人等の曲直を可整事本編第六十九

(12) 一農民田畑家屋敷境論又者用水惡水耕作地及爭論之節國主領主の知る所にあらずといへ共訴出るにおいてハ逐一可令吟味疎末に仕間敷事

(13) 一謀書謀計之人者微罪横領人同斷主殺人者從類を正し不殘可行斬罪事本編第三十四

(14) 一總而武家諸法度之儀者決断所へ差出候通ニ可仕事本編第六十

か(22) 一凶年にて五穀みのらざる時ハ人民苦しむ巡檢使を以目の及程ハ年貢可加用捨事

(23) 一井伊本多柳原兩家之酒井阿部金森土屋板倉大久保真田加藤秋元片桐中根石貝伊

澤島居久留島小笠原池田豐島等當家之譜代也此等カ曹においてハ其心得可有事

(24) 一凡政務を司らしむる人を擇ハ古今不異就中當家譜代の侍ならすんハ申付間敷事

(25) 一他領私領に限らず子の年午の年に相當候ハ巡檢使を差出民家之安否國家之盛

衰を試て可有賞罰事

(26) 一右大將殿以來古例不殘別に決斷所へ差出器量ある年寄共に任せ可申事

(27) 一諸國村々在々一様の民百姓といへども其所において或ハ役付或ハ其所ニ付由緒

有者其差可相心得旨領主々々江可申渡事

(28) 一四民共に其職分々々を相守相應成行跡たるへし其職分稼業より不相應成儀有之

時ハ上より之を戒むへし僧坊四民の外なれ共不相應之働あらハいたく是を誠む

(29) 一士ニハ直臣倍臣之差別あれども農民以下其隔なく天下之民たるへき事

(30) 一上來記遺數條之趣より無怠慢及披見如斯に意得る時ハ治國平天下の方不出

此中武官羽林士の分上におゐて不愾聖賢君子之人からすんハ我子孫にあらす

(31) 至囑々々

「正」と「副」の箇条を見ると、「正」の箇条は十三箇条に對して、「副」の箇条は三十一箇条と約二・四倍弱であり、「副」の箇条の多さに注目すべきである。

「正」の十三箇条が主要に江戸幕府の統治を内閣に当る評定所（決斷所）を構成する譜代大名の役割の大きさを強調し、さらに武士の訓練と石高の軍役による出兵割当制を強調する。他方、「副」の三十一ヶ条は（一）譜代大名の役職と、石高による動員兵数割当の定め、評定衆の内閣制と幕府行政役職を中心にする行政政策の推進、（二）全国への巡檢使の定期的派遣による重農主義政策の推進と徹底化、（三）士農工商の身分制の確立による身分制の發展と天下の民とし

ての位置づけ、（四）民の訴訟を受け付ける司法組織の確立、（五）民の統治、年貢の徴集を担う地方由緒ある豪農・村役人出身の代官任命による全国統治の末端村落迄の行政支配の確立を意図する広範な統治方法の定めを条文化している。

このように、「正」の狭い行政と譜代大名による幕府の統治と官僚支配に對し、「副」の三十一箇条は既に二百六十年の長期政權の礎となる武家官僚支配体制の確立を意図する家康の国体論構想を表すのである。

かくて、徳川家康は、「副」の三十一箇条を通して全国統治構想の全体像を定め、戦国武士から征夷大將軍としての大統領兼首相としての二重の地位から全国統治論長期政權の礎の定めをこの三十一箇条の中において明らかにする。その意味で、この三十一箇条の「副」文章は重要な憲政内容となる点に注目すべきである。「副」の箇条を「正」と比較し、その重要性を抽出することは歴史分析において重要な意義となる。

かくて、次に問題とするのは三位一体政策の寺社政策であり、家康の寺社を通しての仏教信仰は国民の信仰と共有し、国民統治へ昇華することである。したがって、家康は大衆の仏教信仰を政治理念として共有し、国民心理の中に平和と安心を国恩として確立しようとするのである。

Ⅲ—3—A—(1) 寺社政策と家康の仏教信仰論

家康の寺社への尊崇と仏教政策を検討する場合、「正」の七箇条に對して「副」の九箇条となり、「正」の七箇条を検討材料とすること、家康の仏教帰依とその尊崇から仏教政策が明らかにされる。

さらに、家康の信仰心への心の尊崇を知ることとは(一)寺社政策の根拠を理解するために、第二に公武合体論の、さらに天皇と將軍による共同支配Ⅱ国体論の推進のためにも不可欠な要素となる。これら二点の問題を解明するための不可欠な資料となるのは「副」に対する「正」の条文である。つまり、家康は亡くなる時に、権現として祭られ、葬式を神道形式で行うことを遺言するのも「正」の簡条の中に込められているのではないかと考えるからである。

第一の問題は徳川家の宗門を高野山「浄土宗」にするべきことを定める。その根拠とするところは「正」と「副」とで説明の濃淡の違いを次のように現わしていることに由るのである。

Ⅲ—3—A—(2) 「徳川成憲百箇条」「正」の七箇条

- (1) 尊崇神祇孫磨心身生涯不可怠事
- (2) 西郭紅葉山ハ勸請員純親王以下累代源氏の武將爲鎮護城内之宗廟末代崇敬して祭典不可懈事
- (3) 億我一代之職場始終八九十合なるへし出處死得一生者十八个京都而厭離欣求の法文を帶して得免故今開闢東十八檀林謝之子孫永々可爲淨土宗門事本編第四十八卷
- (4) 武府城東之叡山ハ我又蒙古大師之加護寧無謝之乎恭請一品法親王天台之座主奉新願惡仇降除國家靜謐以備三城之守者也以上條第四卷禁廷若爲戒被襲給ふ時ハ親王を寶祚ニ即け奉り將軍補弼之可致征伐事一本此條者也以上條第二卷
- (5) 有來宗門邪宗之外上下同可任其意總而宗論ハ古來天下之不吉也堅可令停止事
- (6) 一天元作天社職之總件ハ本朝の古例として神官二位殿司之然共有違武官天下之式法者痛罰之不可猶豫事
- (7) 一寺院山門建立之事我開檀林之時天台座主より被難詰之其文曰我山者當天之中央三台星之下先帝移異朝帝都之守護天台門永成本朝玉城之守依之號山門者日本國內唯我山耳也將軍別建山門者其例如何當此時我對之無辭漸以安置今上皇帝萬歲之壽位答之於是六十餘州之寺院を相改ニ置山門者七拾三箇所也記其員數文祿二年四月十一日贈天台山將來知此例而恣成手始仕間敷事

「正」の七箇条に対して「副」の九箇条は短文から成り、「正」の七箇条に含まれる家康の心のうち、或いは動機の確信に達していないように思われる。

Ⅲ—3—A—(3) 「徳川成憲百箇条」「副」の九箇条

- (1) 觀布寺社可尊崇神祇事是國家泰昌之基也(3)
- (2) 我一生之急難十八度淨家之旗の文に依て生を全ふする事を得たり是を以て我子孫累代淨土宗門と知るへし關東十八个所檀林鼎建之條ハ是を以てなり本編第四十八卷
- (3) 朱印下置候寺院繼席之儀願出るにおいてハ其院之古例に準すべき事
- (4) 僧俗差別之品所願菩提之儀尤天下に定法なし其人々の可爲志次第事
- (5) 一國主城主之外諸士番頭物頭弓馬ハ勿論武藝において無懈怠組付歩士迄相磨せ候條可申付是武之職分也
- (6) 一天下ハ天下にして一人の天下に非ずといふハ古賢の語也此言葉平生無油斷可心懸事
- (7) 一寺院山門之事比叡山一箇所の條に承る今度相改候處六十餘州に七十二箇所に極り其趣庄司へ相斷記錄に留候事本編第四十八卷
- (8) 一當家ハ三社神宮の加被に依て今日に至る武臣ニおいて專一に尊崇すべき事
- (9) 一遠國下賤の民といふ共忠孝の譽天理に叶ひ上に達する事ある時ハ役人に申付加役をゆるし一生涯ハ扶持米等相應に可宛行事

「正」と「副」の資料はそれぞれ長短を有し、相互補充の役割をしているが、家康の心の奥にある動機と信条とを重視するなら、ここでは「正」の七箇条を中心に分析することとする。

家康が戦国大名として生涯において戦場で合戦したのは「正」の第二条に依れば、「八九十合」となり、その内生死の危機に曝したのは十八度となる。生き長らえたのは「厭離欣求」の法文帯を身に

つけて仏に守られていたからであると家康は悟り、子孫代々高野山

浄土宗に帰依することを定める。死を免れたのは仏の信仰とその救いに由るものと悟る家康は第一条の江戸城西部紅葉山に宗廟を作り、「末代崇敬して祭」ることを決める。戦国武士が仏僧として戦場で戦う代表は武田信玄と上杉謙信の戦いであるが、徳川家康も高野山浄土宗門徒の立場で戦場に臨むのである。

こうした仏教徒として家康は天皇との共同支配する国体論（公武合体論）の形成を第四条において明らかにし、もし「戎狄」が日本を襲うなら、親王を天皇に就任させ、天皇を輔弼して征伐すること、で將軍の役割を果す、と家康は天皇（主）―將軍（臣）との公武合体論＝国体論を次のように説く。

「禁廷若為二戎狄」被襲給ふ時ハ親王を寶祚二即け奉り將軍補弼之ニ可レ致三征伐事」

家康は本朝王城之守りである天台山門に対して国家鎮護の為に七拾三箇所の山門を全国に建立し、仏教の寺社と共に全国を共同支配する立場に立ち、幕府と寺社の共同支配を定める。

IV―1 「徳川成憲百箇条」から「武家諸法度」への発達

徳川家康、秀忠そして天海は徳川幕府の統一政権へ発達するために、関ヶ原の戦いで勝利し、西軍の大將石田三成を破る。次に、大坂城の濠を埋め、大坂城への最終戦争を準備するが、大坂城合戦は慶長十九年（一六一四）八月三日方広寺大仏鐘銘の文を巡って生じる。すなわち、その鐘銘は「国家安康」の四字から成り、徳川家康調伏の文として解釈される。この文は東福寺清韓の書いたもので

あった。

元治元年（一六一五）夏の陣において五月六日井伊直孝は木村重成を討ち取る。翌七日、真田信仍は豊臣秀頼を先頭に徳川軍と決戦を画策するが、秀頼は大坂城に籠り、戦場に出馬せず大坂城の落城となる。豊臣秀頼は母淀殿と共に城の中に逃げ込み、井伊直孝、本多正純、阿部正次の軍に攻め込まれ、火の中で死ぬのであった。六月四日、井伊直孝は五万石を加増され二十万石の譜代大名となる。七月一日、伏見城において家康、秀忠は勝利の宴を開き、次の「武家諸法度」十三条を制定する。

武家諸法度

- 一、文武弓馬之道、專可相嗜事、
左文右武、古之法也、不可不兼備矣、弓馬是武家之要極也、号兵為凶器、不得已而用之、治不忘乱、何不勵修練乎、
一、可制群飲佚遊事、
令条所載、嚴制殊重、耽好色、業博奕、是亡國之基也、
一、背法度、輩、不可隱置於國々事、
法是礼節之本也、以法破理、以理不破法、背法之類、其科不輕矣、
一、國々大名小名並諸給人、各相抱士卒、有為叛逆殺害人告者、速可追出事、
夫挾野心之者、為覆國家之利器、絶人民之鋒劍、豈足允容乎、
一、自今以後、國人之外、不可交置他國者事、
凡因國、其風是異、或以自國之密事、告他國、或以他國之密事、告自國、候觸之萌也、
一、諸國居城、雖為修補、必可言上、况新儀之構營、堅令停止事、
城過百雉、國之害也、峻墨波瀾、大乱之本也、
一、於隣國、企新儀、結徒党者、有之者、早可致言上事、
人皆有党、亦少違者、是以或不順君父、乍違于隣里、不守旧制、何企新儀乎、
一、私不可締婚姻事、
夫婚合者、陰陽和同之道也、不可容易、易嫁曰、匪寇婚媾、志捋通、寇則失時、桃夭曰、男女以正、婚姻以時、國無饑民也、以緣成党、是姦謀之本也、

一、諸大名参勤作法之事、

統日本紀制曰、不預公事、窓不得集己族、京裡一千騎以上不得集、云々、然則不可引卒多勢、百万石以上、不可過二十騎、十万石以下、可為其相成、蓋公役之時者、可隨其分限事、

一、衣裳之品、不可混雜事、

君臣上下、可為各別、白綾白小袖、紫袷、紫裡、練無文小袖、無御免衆、畏不可有着用、近代郎從諸卒、綾羅錦鋪等之飾服、甚非古法制焉、

一、雜人窓不可乘輿事、

古來依其人、無御免衆家有之、御免以後衆家有之、然近來及家郎諸卒乘輿、誠當嗤之至也、於向後者、国大名以下、一門之歷々者、不御免可乘、其外附近之家、區陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後、可乘、家郎從卒、窓令乘者、其主人可為越度、但公家門跡並諸出家之衆者非制限、

一、諸国諸侍、可被用儉約事、

富者弥誇、貧者恥不及、俗之潤弊、無甚於此、所令嚴制也、

一、国主、可撰政務之器用事、

凡治国道在得人、明察功過、賞罰必當、国有善人則其國弥殷、国無善人則其国必亡、是先哲之明誠也、

右可相守此旨者也

慶長二十年卯七月 日

〔徳川十五代史〕第一卷239—240頁

既に述べたところの「徳川成憲百箇条」は「正」と「副」の百箇条の内、「副」の百箇条において徳川幕府の行政、司法、刑法そして憲法の各条項の定めている点を明らかにした。この「武家諸法度」は古法或いは家格の伝統的世襲制の継承とその確立から武士身分の上下関係の確立及び家風の継続性を徳川幕府の行政・憲政の定めとする。さらに、身分の上下関係、家格の固定性とその継続性は徒党を組み、或いは下剋上を興すのを未然に防ぎ、長期政権への安定性と強靱性の礎^{いしず}えにするのである。そして武家としての嗜^{たしな}みは「文武弓馬之道」を職業軍人として励むことを武家の本分と位置づ

け、第一条に定める。また、城の新築を禁止し、結婚の私^{ひそか}は御法度であり、幕府への届けとその承認が求められる。次に、参勤交代制は幕府への忠誠と恩義への奉仕義務として見なされ、下剋上への防止策とされる。譜代大名の中から政務の器用人を選び、評定所を運営させることは幕府の長期政権の礎^{いしず}えとして不可欠な行政の定めとするのである。したがって、武家諸法度は家康の「徳川成憲百箇条」のうち、武家政権の礎^{いしず}えとなる定めが家康、秀忠、天海等によって選択され、「武家諸法度」として独立の法律に纏められ、体系化されることになるのである。

IV—2 「徳川成憲百箇条」から「禁中並公家諸法度」への発達

—— 寺社政策との関連を中心に ——

「武家諸法度」が制定された七月一日から七月十七日に、徳川秀忠は「禁中並公家諸法度」十七条を次のように制定する。

禁中並公家中御法度

- 1条、天子諸雲能之事、第一御学問也、不学則不明古遺、而能致太平者未^レ有之也、貞觀政要明文也、寛平遺誠、雖不究經史、可誦習群書治要、云々、和歌自光孝天皇未^レ絶、雖為綺語、我國習俗也、不可棄置、云々、所載禁秘抄、御習学專要候事、
- 2条、三公之下親王、其故者、右大臣不比等着^レ舍人親王之上、殊舍人親王仲野親王贈太政大臣、穗積親王准^レ右大臣、是皆一品親王以後、被贈^レ大臣時、三公之下可^レ為^レ勿論歟、親王之次、前官之大臣、三公在官之内者、雖為親王之上、辞表之後者、可^レ為^レ次座、其次諸親王、但儲君者各別、前官大臣閑白職再任之時者、攝家之内可^レ為^レ位次事、
- 3条、清花之大臣辞表之後、坐位可^レ為^レ諸親王之次座事、
- 4条、雖為攝家、無其器用者、不可被^レ任三公攝関、況其外乎、
- 5条、器用之御仁鉢、雖被^レ及^レ老年、三公攝関不可有辞表、但雖有辞表、可^レ有再任事、
- 6条、養子者連綿、但可^レ被用^レ同姓、女縁其家督相統、古今一切無之事、
- 7条、武家之官位者、可^レ為^レ公家当官之外事、

8条「改元、漢朝年号之内、以吉例可相定、但重而於習礼相熟者、可爲本朝先規之作
法事、

9条「天子礼服、大袖小袖裳、御紋十二象、諸臣礼服各別、御袍麤服、青色、帛生氣御袍、或
者御引直衣、御小直衣等之事、仙洞御袍赤色、或紺御衣、大臣袍、異文小直衣、親王
、祿小直衣、公卿着禁色雜袍、雖殿上人、大臣息或孫、聽着禁色雜袍、貫首五位藏人、
、着禁色、至極服、着麤服、是中下御服之儀也、晴之時、雖下臈着之、
、位以上祿、五位緋地下赤衣、六位深緑、七位淺緑、八位深緑、初位淺縹、袍之
紋、唐草輪無、以家々旧例着用之、任槐以後異文也、直衣、公卿禁色、直衣始、或
拜領家々、任先規着用之、殿上人、直衣、羽林家之外、不着之、雖殿上人、大臣息
又孫着禁色、直衣、布衣、直垂、隨所用也、小袖、公卿衣冠之時着綾、殿上人不着
綾、練貫、羽林家三十六歳迄着之、此外不着之、紅梅十六歳三月迄、諸家着之、此
外平絹也、冠、十六未満透額、帷子、公卿從端々、殿上人從四月酉加茂祭、着用普通之
事、

10条「諸家昇進之次第、其家々守旧例、可申上、但學問、有職、歌道令勤學、其外於積事
公勞者、雖爲超越、可被成御推任御推叙、下道眞備、雖爲從八位下、依有才智
、右大臣拜任、尤規模也、雪雪之功、不可弃捐事、

11条「閑白、伝奏、並奉行職事等、申渡義、堂上地下輩、於相背者、可爲流罪事、

12条「罪之輕重、可被相守名例律事、

13条「撰家門跡可爲親王門跡之次坐、撰家三六之時、雖爲親王之上、前官大臣次坐相定上
者、可准之、但皇子連枝之外門跡者、親王宣下有間敷也、門跡之室之位者可依其仁
、考先規、法中親王希有之儀也、近代及繁多、無其謂、撰家門跡、親王門跡之外
門跡者、可爲准門跡事、

14条「僧正、大正權、門跡、院家可守先例、至平民者、器用卓拔之仁、希有雖任之、可
爲准僧正也、但國王大臣之師範者、各別之事、

15条「門跡者、僧都(大正少權)法印任叙之事、院家者僧都(大正少權)律師法印法眼任先例、
任叙勿論、但平人者、本寺推挙之上、猶以相撰器用、可申沙汰事、

16条「紫衣之寺、住持職、先規希有之事也、近年猥勸許之事、且乱臈次、且汚官寺、甚不可
然、於向後者、撰其器用、戒臈相續、有智者聞者、入院之義、可有申沙汰事、

17条「上人号之事、願學之輩者、爲本寺撰正權之差別、於申上者、可被成勸許、但其仁
、弘法修行、及三千ヶ年者、可爲正、年序未滿者、可爲權、猥望之義、於有
之者、可被行流罪事、
右可被相守此旨者也、

慶長二十乙卯年七月 日

家秀昭
康忠実
判判判

「禁中並公家諸法度」十七条は既に「徳川成憲百箇条」及び「武
家諸法度」の流れを組入れ、十七箇条の内、前半部分を禁裏の身分
上下関係の席順を定め、後半部分は寺社政策の中心課題である親王
及び撰閑家の僧侶への門跡の身分序列と器用な僧の出世序列の規則
への定めから成っている。

「武家諸法度」の「武」に対して「禁中並公家諸法度」は「文」
の器用と古典、とりわけ和歌、国文への嗜みを求めている。それ
ゆえ、国体は幕府の武と禁裏の文の習合による「文武」共同体、即
ち「天皇」將軍の共同統治を定め、両法を運営すること公武合
体に基づく政權運営を長期政權への強靱な礎にするのである。

さらに、「禁中並公家諸法度」は幕府の寺社政策の中心課題であ
る身分制度の序列化と紫衣着用の勅許対象となる寺社階層序列を確
立しようとする。前者の僧侶の身分階層序列への定めは十四条、十
五条によつて定められる。つまり、最高位の大僧正(大正權)は二
つの道によつて序列化される。一つ目は、「門跡、院家」出身者の
僧侶によつて占められる。二つ目の道は「器用卓拔之仁、希有雖
任之」の器用卓拔で三十年の修業を経た老僧の採用である。こうし
た「撰家門跡、親王門跡」以外の禁裏堂上人、公卿の子弟は「准僧
正」への道となる。幕府は寺社政策を禁裏との共同政策によつて国
体の天皇將軍の公武合体の強靱化を計ろうとする。

寺社政策の第二の課題は「紫衣」事件であり、紫衣の着用の事件
で、「近年猥勸許之事」に原因する乱れと事件を起し、家康、秀忠
そして天海に解決を求めるのである。こうした寺社秩序の乱れと対
立を解決することは幕府の一大問題と化し、この「禁中並公家中御

法度」はこうした幕府の寺社政策の一環として、僧侶と寺社の上下身分階層序列を禁裏をも組み入れて解決し、三位一体政策を推進しようとする。

V 徳川幕府の寺社政策

幕府は「禁中並公家中御法度」で寺社と禁裏の親王と摂家の子息を宮門跡或いは摂家門跡として大僧正へ、堂上家（大臣・三公、清花）の公卿を准門跡と位置づける。他方三十九年の修業を全うする「碩学之輩」は「上人」へ序せられ、紫衣問題をこれら大僧正と上人の上位僧侶に制限しようとする。七月十七日に制定される「禁中並公家中御法度」における紫衣問題は七月二十三日に(1)五山十刹諸山之諸法度、(2)妙心寺諸法・永平寺諸法度、(3)総持寺諸法度・真言宗諸法度、(4)高野山衆徒法度、(5)浄土宗諸法度、(6)浄土西山派諸法度等として伝統的七大宗派に次の如く求める。

五山十刹諸山之諸法度

- 1条、東班、西班、転位、官資、可_レ為_レ如_レ寺法之事、
- 2条、乗私者、叢林之典章、出世之初歩也、近年懇依_レ申下、無私帖乘私、既欲_レ及_レ退転、於_レ向後者、無私之帖、堅令_レ停止事、
- 3条、一、南禅寺者、深紫衣、天竜寺者、浅紫衣、其外京都鎌倉之五山黄衣、十刹諸山之出世入院、開堂儀式等、可_レ相_レ守先規事、
- 4条、一、南禅寺者、龜山法皇改_レ皇居、為_レ禪刹、尊崇異、他、勅書云、長老職之事、選_レ器量卓拔、才智兼全、而弘法為_レ重担、勤行為_レ志願之仁、可_レ補任者也、僧者不_レ必以_レ貴人、為_レ尊、乃至雖_レ吾子孫、不_レ可_レ以_レ勢任持_レ云、然近年乍_レ在_レ他山、咨_レ申下_レ南禅寺之帖、紫衣僧其負過_レ本寺、甚以_レ無謂、向後本寺之外、猥不_レ可_レ補任、但希_レ徳碩学之仁、希有雖免_レ之、称_レ准南禅位、可_レ為_レ本寺之次座一事、
- 5条、一、新院建立之時、申_レ降、繪旨奉書、塔頭披露先規也、然_レ近年為_レ私、称_レ寺院号_レ事、自由之至也、向後令_レ嚴制_レ事、

- 6条、一、庄園分、今度差出之上、碩学科相_レ定之訖、選_レ其器量、一代宛_レ可_レ与_レ之事、
- 7条、一、鹿苑蔭涼之官職者、先代之規範也、當時不足叙用、毀_レ破之訖、自_レ今以後、以_レ五山長老之中綿依之僧一員、可_レ兼_レ補出世之官資、并入院出仕之儀式等者、如_レ先規、可_レ有_レ重賞事、

右条々為_レ寺法相統、學問昇進、所_レ相定_レ如_レ件。

元和元乙卯年七月 日 朱印

大徳寺諸法度

- 1条、一、僧臘転移、并仏事勤行等、可_レ為_レ如_レ先規寺法事、
- 2条、一、參修轉行、就_レ善知識、三十年費_レ綿密工夫、千七百則語頭了畢之上、遍_レ歷諸老門、普_レ達_レ諸_レ深_レ真諦俗諦成就出世、衆望之時、以_レ知識之通署、於_レ致言上者、開堂入院、可_レ許_レ訂_レ立_レ尊_レ衆_レ中_レ降_レ給_レ帖、或僧臘不高、或修行未熟之衆、依_レ令_レ出世、匪_レ管_レ汚_レ官寺、蒙_レ衆人_レ仰_レ者、甚違_レ于_レ仏制、向後有_レ其企_レ者、永_レ可_レ追_レ却_レ其身_レ之事、
- 3条、一、新院建立之時、申_レ降_レ給_レ帖、塔頭披露先規也、近年為_レ私称_レ寺号院号_レ事、自由之至也、向後令_レ停止_レ之事、
- 4条、一、常住領、諸塔頭領、今度相改、別紙録之、永_レ可_レ有_レ收納_レ事、
- 5条、一、諸院各塔主、如_レ先規、可_レ為_レ輪番、但雖_レ為_レ其門派、或若輩或不器之衆、可_レ除_レ輪番_レ事、

右条々為_レ寺法相統、所_レ相定_レ如_レ件。

元和元乙卯年七月 日 朱印

妙心寺諸法度（大徳寺に同文、但し相改別紙録之六字を、如_レ今度差出と改む）
永平寺諸法度

- 1条、一、遂_レ二十年之修行、致_レ江湖頭、經_レ五年、僧、有_レ転衣之望者、以_レ嗣法師之推挙状、致_レ登山、可_レ申_レ理、從_レ當寺、就_レ伝奏_レ申_レ降_レ繪旨、以其上出世転衣、可_レ有_レ披露、出世の或願者、可_レ為_レ繪旨日付次第事、
 - 2条、一、非_レ三十年修行了畢者、不_レ可_レ立_レ法幢事、
 - 3条、一、至_レ紫衣者、當寺總持寺為_レ当任_レ仁之者、經_レ奏問、勅許之時、可_レ有_レ着_レ用、兩寺之外、一切不_レ可_レ着_レ用、於_レ退任は、可_レ脱_レ紫衣事、
 - 4条、一、開山忌、越前_レ一國之諸末寺、不_レ殘_レ可_レ出仕、但遠國者、可_レ為_レ志次第事、
 - 5条、一、日本曹洞下之末派、如_レ先規、可_レ守_レ當寺之家訓事、
- 右近年法度相乱、往々紫衣黄衣着_レ用之僧滿_レ巷街、違_レ仏制_レ受_レ入_レ嘲_レ法道凌夷、無_レ甚_レ於_レ此、且_レ為_レ仏法紹隆、且_レ為_レ宗門繁榮、相_レ定_レ之畢、若_レ於_レ違背之僧徒有_レ之者、可_レ如_レ配流_レ者也、仍_レ如_レ件。

元和元乙卯年七月 日 黒印

總持寺諸法度（本寺寺と同文、開山忌の下に二代忌共加賀能登越中三ヶ國之諸末寺とあり）

真言宗諸法度（真言宗五ヶ本寺へ不殘賜之）

- 1条、從三四度加行、至授職灌頂、師資授法儀式、並に衣鉢色淺深、可爲如先規寺法事、
- 2条、事相教相、習學觀心、尤可爲專要事、
- 3条、修法者、護國利民之基也、仍密宗之建立、以之爲肝心、弥可抽四海安全之丹誠事、
- 4条、破戒慳之比丘、可令衆拔事、
- 5条、諸末寺可相守本寺之法度、若有法流中絶之儀者、不求他流、可亂自門繼賜、自中企於有之者、寺領可改易事、
- 6条、積二千ヶ年學問之功、遂住山三ヶ年、其後歸國、法談可爲一會、但數年住山者、於有教道器量之替者、任能化之許可、令常法談執行事、
- 7条、於論席、徒誘能化、企公事、妨學業事、甚以惡僧也、速可令擯出於其張本、
- 8条、於紫衣者、殊規模之事也、無勸許僧侶、叨不可着用之事、
- 9条、延喜御宇所贈賜高野山大師之御衣、榆皮色、或深染香衣、或調紫衣用赤色、然間、於香衣者、非密教之棟梁、有知之高僧公達者、曾不可着之事、
- 10条、在國之僧、近年猥申上下人号、着用香衣、甚以無其謂、自今以後、令停止之訖、但有知者之替、輩者、格別之事、
- 11条、右可相守此旨、若違背之僧徒於有之者、可処配流者也、仍而如件、

元和元乙卯年七月 日 朱印

高野山衆徒法度

- 1条、檢校職之事、自今以後者、碩學之人者、如古來、可爲三ヶ年之住持、但碩學之人者、可爲一ヶ年之住持者也、其外老若之修學、衣鉢之威儀可守先規事、
 - 2条、仁和寺、高雄、東寺、醍醐、并高野、此五ヶ寺輩、致交替可動事教之修字、此旨弘法之遺誠、任門徒之問、修字最初成出可長者、不可亂薦次、云々、然近年仁和寺、高雄、東寺、醍醐、爲本寺之由、雖被募其旨、遺誠分明之上者、法会出仕之時、門跡僧正之外、住戒臘、可有座列事、
 - 3条、寺号、院号、先規概不許事也、然共、近年恣称寺号院号、甚無謂、令停止事、
 - 4条、灌頂授職之作法、或云由緒末寺、或云負僧結緣、輒修行於客坊奥院等之非衆非學之宿所、灌頂受供之執行、無先規之由緒、堅令停止事、
 - 5条、天野明神者、高野之鎮守也、祭礼神事、總而神主、社家、供僧、守先規、不可企新儀事、
 - 6条、先年定寺法、雖成渡黒印、今度依諸寺之法度、右五ヶ条重而所相定、如件、
- 元和元乙卯年七月 日 朱印
- 淨土宗諸法度
- 1条、智恩院之事、立置宮門跡門領、各別相定上者、不可混雜、寺家引導仙事等者、定勵住持、如先規、可執行、於十念爲結緣、門主自身、可有授手事、
 - 2条、於京都門中、扱器量之仁六人、爲役者、可致諸沙汰、曾而不可有鼻負偏頗事、

- 3条、碩學衆於門戒授者、調遣場之儀式、可令執行、淺字之輩、猥不可授手事、
- 4条、對在家之人、不可令相伝五重之血脈事、
- 5条、淨土修學、不至十五年者、不可有血脈傳授、殊更於繼書許可者、雖爲器量之仁、不滿二十年者、堅不可令相伝事、

- 6条、糺明學問之年臘、增上寺當住、並其談義所之能化、以兩判之添狀、可啓本寺、於令滿足二十年之稽古者、可令頂戴正上人之綸旨、不至二十年者、可爲權上人、付十五年以來之出世之座次、可有正權之分別事、
- 7条、非古來之字席者、私不可立常法幢事、
- 8条、不解事理縱橫之源義者、私不可立常法幢事、

- 9条、往來之知識等、其所之門中、無許容、聊爾不可致法談事、
- 10条、若輩之砌、及十ヶ年致學文、其後令退転之僧、望色袈裟者、依其人鉢六十歲以後可許之、但於七人之義者、可有斟酌事、

- 11条、爲平僧分、縱雖老年、不可致引導事、
- 12条、於淨土宗諸寺家者、縱雖爲師匠之付屬、妄不可住職事、

- 13条、就相替古跡之住持者、可令血脈付法相統、若於爲前任没後之入院者、至流義之源、可致伝授事、
- 14条、紫衣之諸寺家之住持、致臨居之時、可脫紫衣事、

- 15条、大小之新寺、爲私不可致建立事、
- 16条、借在家、構仏前、不可求利養事、

- 17条、於知識分之座次者、以血脈綸旨之次第、上下之品、可相定事、
- 18条、於法問商量之座次者、以學文之戒臘、可定上下、其外之衆會、以出世之前後、可着座事、

- 19条、於所化寺僧之会合者、選扱以上、可別座平僧之上事、

- 20条、平僧分中、声明法事等之役職、有其嚆、輩者、同臘之内、可居上座事、

- 21条、不升階級之淺深、姿高華自身、對上座、致緩怠、輩者、永不可令会合事、

- 22条、諸寺家之住持、任自己之分別、背世上之法義者、爲寺中之老僧、兼日可加異見、不然者、可属同罪事、

- 23条、白旗流義諸國之末寺、隨其大小、集調報謝錢三ヶ年一度宛、以便僧可備影前事、

- 24条、出世之官物之事、綸旨之分、銀子貳百文目、參内之分、五百文目、若爲兩様同時者、七百文目相定上者、不可論米穀之高下事、

- 25条、末々諸寺家者、從其本寺、可致仕置、若有理不尽之沙汰者、可爲本寺之私曲事、

- 26条、一向無智之道心等者、對道俗、授十念、勸男女、与血脈、寔以法賊也、自今以後、堅可停止事、

- 27条、應徒出来、近來興、邪教、違、經文、釈義、私に勘安心、關、六字、名号、唯稱三字、廻、種々之謀計、令、誑、惑衆生、是須魔民之所行、速可、令、追、私、事、
 - 28条、号、靈仏、靈地之修理、不可、請、勸進、事、
 - 29条、如、旧例、夏安居、從、四月十五日、期、六月廿九日、冬安居、從、十月十五日、可、至、極月十五日、不可、延促、事、
 - 30条、於、一夏中、客殿之法間十則、下說法間十一則、無闕減、可、令、決、折、并、湯日之外、不可、有、談話、懈怠、冬安居、可、為、同前、事、
 - 31条、解閑之事、春從二月朔日、期三月廿九日、秋從八月朔日、可、至、九月廿七日、如同安居、物說法間、不可、有、懈怠、事、
 - 32条、頌義十人衆以下之僧、不可、有、寮坊、主、事、
 - 33条、諸談所之所化、自、今以後、縱雖、令、他山、老若共不可、付、替同名、事、
 - 34条、於、一寺追放之所化者、諸談所之舍舍、不可、有、之、事、付、寺僧同宿等、可、為、同前、事、
 - 35条、諸檀林所化之法度、悉以可、服、從上、条、事、
- 右三十五ヶ之条々、永代可、相、守此旨、若於、有、違背之仁者、隨、科之輕重、或、令、流罪、或、可、脱却三衣、者也。
- 元和元乙卯年七月 日

浄土西山派諸法度

- 1条、所化衆入三年之間、先習、覺先德之古抄、於、衆徒之前、毎日暗誦、依、利鈍、遲速可、有、之、事、
 - 2条、衆入三年之後、許、享理教号之立筆、事、
 - 3条、頂、戴聖教、後、就、善導之御疏、五部九義選択等、受、伴頭之指南、三經一論、論談決、可、令、修練、事、
 - 4条、及、中年、選、其器量、授法可、繼、宗脈、事、
 - 5条、当、麻覺陀羅、注記十卷、証空之作也、以此注經文給相問答一年余、再聽再問、隨、其根、思量工夫熟時、血脈相承有、之、稱、之、兩部之伝授、而後許、寺中之小役、可、令、居、伴頭、事、
 - 6条、円戒伝授、血脈相承可、有、之、事、
 - 7条、修法修行、器用卓拔之仁、衆徒門中相議、許、色之親裝、一七日之間、令、成道、遂、門中披露、則、可、為、能化分、事、
 - 8条、辻談議者、稱、街談巷語、先、覺雖、厭之、近代為、勸、土壇、勸、其企有、之、尤、非、正法、令、停止、事、
 - 9条、香衣之繪旨、頂戴之事、殊、仏法世法共成就、俗諦真諦齊備依、年過、耳順、令、推、贊、事、先例也、雖然、近代不限、当宗、出世漫有、之、自、今以後、復、旧例、隨、其器量、年数、衆望之時、遂、奏聞、繪旨可、有、頂戴、事、
- 右可、相、守此旨者也。
- 元和元乙卯年七月 日

徳川幕府の寺社政策が家康、秀忠、天海によって立案され、寺社政策として立法化する目的は、伝統的七大宗門の仏教を寺社の檀那への信仰心に植え付け、国民的宗教を確立し、国民の安心感と先祖供養の確立を計って、生活の習慣及び農村・都市の秩序安寧へ導くことである。徳川幕府は伝統的七大宗派の国民宗教として発達させるために、前述した「禁中並公家諸法度」によって寺社の大僧正或いは准僧正に親王の宮門跡、摂家門跡による高貴な人を頂点の僧侶の地位（大僧正）に就け、国民的大衆の信仰心を根づかせることで国民の伝統的保守基盤の確立を計るのである。このようにして、徳川幕府は伝統的七大宗派と結びつき、信仰の大衆基盤を確立することを寺社政策の目的とするのである。

他方、幕府は寺社政策として伝統的七大宗派の国民的基盤を強固にするために、仏教の正当性と学問的修業による悟りの高僧を教育によって育成し、激しい競争の中から器用な僧侶を三十年間かけて成長させる「器用卓拔之仁」の老僧を頂点に付けて「准僧正」或いは「上人」へ就任させる。

すなわち、前述したように、「禁中並公家諸法度」の宮門跡、摂家門跡の大僧正に対して伝統的七大宗派による三十年の修業を通して育成する「准僧正」と「上人」の育成はこれら伝統的七大宗派にとって死活問題となる。幕府は教育・修業への義務付けが寺社政策の第一課題となり、立法による教育義務として要請する。

寺社政策における第二の要請は寺社の紫衣の格付と准僧正、或いは上人への限定される法衣である定めへの厳守を要請し法的義務として課している点である。この紫衣の問題は寺社の競争の激しさか

ら寺社の格付けを揺るがし、信用失墜と失笑を買うこととなり、国民的宗教の地位を失う危険性を秘めていることから、幕府の法律によって競争の制限と紫衣の権威づけを法律によって定めようとする。

寺社政策の第三の要請は本末間秩序の確立と本寺への末寺の従属によって本末間秩序を確立し、と同時に新しい寺社の造営を規制し、寺社の競争と乱立を制限することで寺社の経営を安定すべく定めるのである。

結 び

徳川家康は戦国大名として戦場を「八九十合」を経験し、その内「萬死」十八回を経験して最後に、豊臣方と関ヶ原、大坂城の決戦に勝利して全国統一を果す覇者となった。戦国大名として生死を彷徨う中で仏に助けられて浄土宗門徒となり、伝統的七大宗派の一つである浄土宗に帰依し、江戸城紅葉山に宗廟を建て、仏教への崇敬を心の支えとする。それゆえ、家康は秀忠、天海と共に寺社政策の三位一体政策を確立することで徳川幕府の長期政権への礎を確立するのに成功する。

元和二年（一六一六）四月十七日に家康は七十五才で亡くなる。葬式は神道の儀を以て行なわれる。前に述べた仏教徒としての家康ではなく、神道で行なわれたのは何故であろうか。そこには家康の国体論がその理由となるのではないだろうか。つまり、家康は戦国武士から大坂城の豊臣一族を死に追いやった結果、征夷大將軍とし

て日本の統治者として新しい顔を見せるのである。統治者として日本の支配を試みる場合、統治者としての国体論像を描く必要に迫まれ、その結果、家康は「徳川成憲百箇条」（「正」と「副」の二通）を定め、国体論を具体化しようとする。この「徳川成憲百箇条」は「武家諸法度」と「禁中並公家中諸法度」へ体系化され、幕府及び禁裏への憲法として位置づけられ、「国体論」の体系化を図るのである。家康の戦国武士から征夷大將軍としての政治家の立場へ転換する結果、天皇の「文」と將軍の「武」の協業と分業に基づく公武合体を国体論の中心課題としてその実現に努める。

この国体論は徳川幕府の三位一体政策によって推進され、徳川幕府の長期政権を確立する礎となる。三位一体政策は国体論の実施を目的に家康、秀忠、天海によって構想され、天皇の親王、摂関家の子弟を宮門跡或いは摂家門跡として伝統的七宗寺院の大僧正に就任させ、伝統的七大宗派の地位と身分的序列を確立し、その寺社経営の発達に寄与する。ここに、禁裏と寺社との共同経営が形成され、国体論は禁裏と寺社と幕府の共同体として発展する。

他方、幕府は寺社との共同政策を推進するために、伝統的七大宗派に国民の信仰と尊崇を確立しようとする。このため、幕府は「器用卓拔之仁」を「上人」へ就任させるため三十年間の修業を定め、紫衣に相應しい僧侶に育てることを義務づける。国民の尊崇と信頼される「上人」への育成は伝統的七宗派への法的義務と定める。

幕府は国民的信仰と尊崇の地位を確立する寺社の経営を安定させるために新設寺社の造立を禁止する。さらに、幕府は寺社の経営基盤を確立するため朱印状を与えて石高の年貢と山林を下附し、災

害、火災による寺社の修理を援助するのである。

以上のように、家康は征夷大將軍となり、また、大坂城での豊臣一族を滅ぼしてからは天下統一の覇者として徳川幕府の長期政権を達成する国体論の実行を三位一体政策として秀忠、家光に課するのである。

後半が戦国武士から征夷大將軍としての統治者として徳川幕府の長期政権構想を「徳川成憲百箇条」に纏め、国体論の三位一体政策に基づいて「武家諸法度」と「禁中並公家諸法度」へ体系化し、徳川幕府の憲政を体系化し、マクロ経営史の国体論を完成する。これ以後三代家光から十五代將軍慶喜まで家康の三位一体政策は推進され、二百六十年余りの長期政権を築く礎^{いしず}えとして機能する。

前半は家康の三位一体政策を共同して推進する禁裏の経営史を取り上げ、国体論の一翼を担う禁裏と堂上家の経営史を主に家領を中心に分析を試みた。徳川家康の国体論の一極を担う禁裏と堂上家は徳川幕府の「武」に対し、「文」の国体論を担う分業と協業に基づく公武合体を担うことで、幕府から経営を保証されることとなる。幕府から下附される石高と家領は絶えず赤字を慢性化する程の小規模なものであり、とりわけ堂上家の下位と地下人に内職を余儀なくさせるほどである。このため、親王と摂家の子息、娘は寺社への僧・尼として門跡になることを余儀なくされる。代りに、幕府は禁裏・堂上家への監督と規制を強化し、家康の国体論に占める主君としての天皇の朝権の縮少を試ろみ、家康の公武合体論から専制政権へ移行し始める。

また、元和六年（一六二〇）六月、秀忠の娘和子が後水尾天皇の

所に嫁ぐと、幕府は一方で禁裏への石高を増加すると、同時に禁裏への統制と監督を強め、禁裏への規制・干渉を京都所司代の掌握させるところとする。

かくて、幕府は家康の国体論の三位一体政策から禁裏を後退させ、寺社との共同政策によってバテレン禁教令を通して寺請制によって国民の一人一人の戸籍簿作成の戸籍行政を寺社に担当させることで国民国家として新しい一歩を踏み出すのである。